

平成24年2月

滋賀県議会定例会議案

(その1)

目 次

| | 頁 |
|--|----|
| 議第 1 号 平成24年度滋賀県一般会計予算 | 1 |
| 議第 2 号 平成24年度滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計予算 | 23 |
| 議第 3 号 平成24年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 | 25 |
| 議第 4 号 平成24年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算 | 28 |
| 議第 5 号 平成24年度滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計予算 | 30 |
| 議第 6 号 平成24年度滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算 | 33 |
| 議第 7 号 平成24年度滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 | 35 |
| 議第 8 号 平成24年度滋賀県琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計予算 | 37 |
| 議第 9 号 平成24年度滋賀県公債管理特別会計予算 | 39 |
| 議第 10 号 平成24年度滋賀県流域下水道事業特別会計予算 | 42 |
| 議第 11 号 平成24年度滋賀県土地取得事業特別会計予算 | 48 |
| 議第 12 号 平成24年度滋賀県用品調達事業特別会計予算 | 51 |
| 議第 13 号 平成24年度滋賀県収入証紙特別会計予算 | 53 |
| 議第 14 号 平成24年度滋賀県公営競技事業特別会計予算 | 55 |
| 議第 15 号 平成24年度滋賀県病院事業会計予算 | 59 |
| 議第 16 号 平成24年度滋賀県工業用水道事業会計予算 | 63 |
| 議第 17 号 平成24年度滋賀県水道用水供給事業会計予算 | 66 |
| 議第 18 号 滋賀県介護予防基盤強化基金条例案 | 71 |
| 議第 19 号 滋賀県地方自治法施行令に基づく予算の執行に関する知事の調査等の 対象となる法人の範囲を定める条例案 | 72 |
| 議第 20 号 滋賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法 禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例案 | 73 |
| 議第 21 号 滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づ く移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例案 | 75 |
| 議第 22 号 滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例案 | 77 |
| 議第 23 号 滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案 | 78 |
| 議第 24 号 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改 正する条例案 | 79 |
| 議第 25 号 平成23年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する 条例案 | 81 |
| 議第 26 号 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 | 82 |
| 議第 27 号 滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例案 | 84 |
| 議第 28 号 滋賀県債管理基金条例の一部を改正する条例案 | 86 |

| | | |
|---------|--|-----|
| 議第 29 号 | 滋賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案 | 87 |
| 議第 30 号 | 滋賀県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例案 | 88 |
| 議第 31 号 | 滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案 | 89 |
| 議第 32 号 | 滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案 | 90 |
| 議第 33 号 | 滋賀県税条例の一部を改正する条例案 | 91 |
| 議第 34 号 | 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案 | 94 |
| 議第 35 号 | 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案 | 95 |
| 議第 36 号 | 滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例案 | 99 |
| 議第 37 号 | 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例および滋賀県病院 事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案 | 105 |
| 議第 38 号 | 滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例 案 | 107 |
| 議第 39 号 | 滋賀県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例案 | 108 |
| 議第 40 号 | 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 | 109 |
| 議第 41 号 | 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正す る条例案 | 110 |
| 議第 42 号 | 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案 | 112 |
| 議第 43 号 | 滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案 | 113 |
| 議第 44 号 | 滋賀県公害防止条例および滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条 例の一部を改正する条例案 | 118 |
| 議第 45 号 | 滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案 | 126 |
| 議第 46 号 | 滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正 する条例案 | 128 |
| 議第 47 号 | 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 | 129 |
| 議第 48 号 | 滋賀県立近代美術館条例の一部を改正する条例案 | 130 |
| 議第 49 号 | 滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正す る条例案 | 131 |
| 議第 50 号 | 滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案 | 132 |
| 議第 51 号 | 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条 例案 | 133 |
| 議第 52 号 | 滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例案 | 134 |
| 議第 53 号 | 契約の締結につき議決を求めることについて（琵琶湖流域下水道東北 部愛東東幹線清水 2 工区管渠工事） | 135 |
| 議第 54 号 | 契約の締結につき議決を求めることについて（国道 421 号道路整備工 事） | 136 |

| | | |
|---------|--|-----|
| 議第 55 号 | 契約の締結につき議決を求めることについて（国道 303 号補助道路整備工事） | 137 |
| 議第 56 号 | 権利放棄につき議決を求めることについて..... | 138 |
| 議第 57 号 | 権利放棄につき議決を求めることについて..... | 139 |
| 議第 58 号 | 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立栗東体育館） | 140 |
| 議第 59 号 | 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立虎御前山教育キャンプ場） | 141 |
| 議第 60 号 | 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立比良山岳センター） | 142 |
| 議第 61 号 | 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立伊吹運動場） | 143 |
| 議第 62 号 | 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することを関係地方公共団体に協議することにつき議決を求めることについて..... | 144 |
| 議第 63 号 | 包括外部監査契約の締結につき議決を求めることについて..... | 145 |

一 般 会 計 予 算

議第1号

平成24年度滋賀県一般会計予算

平成24年度滋賀県の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ490,080,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等および共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

| 歳入 | | |
|-------------------|---------------------|-------------------|
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 県 税 | | 千円 127,300,000 |
| | 1 県 民 税 | 54,926,100 |
| | 2 事 業 税 | 22,283,100 |
| | 3 地 方 消 費 税 | 10,927,200 |
| | 4 不 動 産 取 得 税 | 3,109,500 |
| | 5 県 た ば こ 税 | 2,810,200 |
| | 6 ゴ ル フ 場 利 用 税 | 1,222,500 |
| | 7 自 動 車 取 得 税 | 2,123,800 |
| | 8 軽 油 引 取 税 | 11,497,800 |
| | 9 自 動 車 税 | 18,346,200 |
| | 10 鉱 区 税 | 8,300 |
| | 11 狩 猟 税 | 23,100 |
| | 12 産 業 廃 棄 物 税 | 22,000 |
| | 13 旧 法 に よ る 税 | 200 |
| 2 地 方 消 費 税 清 算 金 | | 23,283,000 |
| | 1 地 方 消 費 税 清 算 金 | 23,283,000 |
| 3 地 方 譲 与 税 | | 19,103,000 |
| | 1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税 | 16,900,000 |
| | 2 地 方 揮 発 油 譲 与 税 | 2,067,000 |
| | 3 石 油 ガ ス 譲 与 税 | 135,000 |

| 款 | 項 | 金額 |
|---------------|---------------|-------------|
| | 4 地方道路譲与税 | 千円 1,000 |
| 4 地方特例交付金 | | 700,000 |
| | 1 地方特例交付金 | 700,000 |
| 5 地方交付税 | | 111,500,000 |
| | 1 地方交付税 | 111,500,000 |
| 6 交通安全対策特別交付金 | | 560,000 |
| | 1 交通安全対策特別交付金 | 560,000 |
| 7 分担金及び負担金 | | 1,597,506 |
| | 1 分担金 | 398,822 |
| | 2 負担金 | 1,198,684 |
| 8 使用料及び手数料 | | 4,586,297 |
| | 1 使用料 | 2,379,349 |
| | 2 手数料 | 68,901 |
| | 3 証紙収入 | 2,138,047 |
| 9 国庫支出金 | | 48,221,674 |
| | 1 国庫負担金 | 29,500,116 |
| | 2 国庫補助金 | 17,703,531 |
| | 3 委託金 | 1,018,027 |
| 10 財産収入 | | 1,506,024 |
| | 1 財産運用収入 | 471,584 |
| | 2 財産売却収入 | 1,034,440 |
| 11 寄附金 | | 33,034 |
| | 1 寄附金 | 33,034 |

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|---------------|------------------|
| 12 繰入金 | | 千円 26,182,405 |
| | 1 特別会計繰入金 | 1,607,836 |
| | 2 基金繰入金 | 24,574,569 |
| 13 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 14 諸収入 | | 41,681,359 |
| | 1 延滞金加算金及び過料等 | 435,589 |
| | 2 県預金利子 | 9,107 |
| | 3 貸付金元利収入 | 33,404,478 |
| | 4 受託事業収入 | 1,955,710 |
| | 5 収益事業収入 | 3,779,450 |
| | 6 利子割精算金収入 | 7,000 |
| | 7 雑収入 | 2,090,025 |
| 15 県債 | | 83,825,700 |
| | 1 県債 | 83,825,700 |
| 歳入合計 | | 490,080,000 |

| 歳 出 | | |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 款 | 項 | 金 額 |
| 1 議 会 費 | | 千円 1,187,923 |
| | 1 議 会 費 | 1,187,923 |
| 2 総 合 政 策 費 | | 16,132,320 |
| | 1 秘 書 広 報 費 | 482,968 |
| | 2 防 災 費 | 892,794 |
| | 3 総 合 政 策 企 画 費 | 10,706,052 |
| | 4 県 民 生 活 費 | 1,858,257 |
| | 5 文 化 費 | 2,036,982 |
| | 6 統 計 調 査 費 | 155,267 |
| 3 総 務 費 | | 20,360,980 |
| | 1 総 務 管 理 費 | 13,061,136 |
| | 2 徴 税 費 | 4,247,707 |
| | 3 市 町 振 興 費 | 2,747,481 |
| | 4 選 挙 費 | 74,052 |
| | 5 人 事 委 員 会 費 | 88,712 |
| | 6 監 査 委 員 費 | 141,892 |
| 4 琵琶湖環境費 | | 16,431,279 |
| | 1 水 政 費 | 2,392,923 |
| | 2 環 境 費 | 3,276,531 |
| | 3 下 水 道 費 | 2,999,688 |
| | 4 森 林 林 業 費 | 7,762,137 |

| 款 | 項 | 金額 |
|-----------|-----------|------------------|
| 5 健康福祉費 | | 千円 80,625,335 |
| | 1 社会福祉費 | 37,776,866 |
| | 2 児童福祉費 | 12,348,224 |
| | 3 生活保護費 | 1,057,238 |
| | 4 災害救助費 | 9,055 |
| | 5 公衆衛生費 | 21,701,022 |
| | 6 生活衛生費 | 669,152 |
| | 7 地域健康福祉費 | 1,127,762 |
| | 8 医薬費 | 5,936,016 |
| 6 商工観光労働費 | | 32,280,920 |
| | 1 商工業費 | 3,358,535 |
| | 2 中小企業費 | 25,468,031 |
| | 3 観光費 | 442,846 |
| | 4 労政費 | 1,919,162 |
| | 5 職業訓練費 | 1,006,186 |
| | 6 労働委員会費 | 86,160 |
| 7 農政水産業費 | | 14,032,224 |
| | 1 農業費 | 4,393,927 |
| | 2 畜産業費 | 1,328,300 |
| | 3 農地費 | 7,231,742 |
| | 4 水産業費 | 1,078,255 |
| 8 土木交通費 | | 44,151,767 |
| | 1 土木交通管理費 | 4,225,222 |

| 款 | 項 | 金額 |
|----------|----------------|--------------------------|
| | 2 道路橋りょう費 | 23,340,348 ^{千円} |
| | 3 河川費 | 8,536,194 |
| | 4 港湾費 | 72,637 |
| | 5 砂防費 | 3,196,771 |
| | 6 都市計画費 | 1,422,786 |
| | 7 公園費 | 557,330 |
| | 8 建築費 | 1,804,660 |
| | 9 住宅費 | 995,819 |
| 9 警察費 | | 28,985,644 |
| | 1 警察管理費 | 26,199,849 |
| | 2 警察活動費 | 2,785,795 |
| 10 教育費 | | 128,823,596 |
| | 1 教育総務費 | 15,886,186 |
| | 2 小学校費 | 42,982,313 |
| | 3 中学校費 | 25,545,173 |
| | 4 高等学校費 | 27,762,989 |
| | 5 特別支援学校費 | 11,558,646 |
| | 6 大学費 | 2,663,137 |
| | 7 社会教育費 | 1,535,131 |
| | 8 保健体育費 | 890,021 |
| 11 災害復旧費 | | 881,771 |
| | 1 琵琶湖環境施設災害復旧費 | 19,820 |
| | 2 農政水産施設災害復旧費 | 250,634 |

議第1号
平成24年度滋賀県一般会計予算

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|---------------|---------------|
| | 3 土木交通施設災害復旧費 | 千円 611,317 |
| 12 公債費 | | 77,703,641 |
| | 1 公債費 | 77,703,641 |
| 13 諸支出金 | | 28,352,600 |
| | 1 県税交付金等 | 28,352,600 |
| 14 予備費 | | 130,000 |
| | 1 予備費 | 130,000 |
| 歳出合計 | | 490,080,000 |

第2表 債務負担行為

| 番号 | 事項 | 期間 | 限度額 |
|----|----------------------------------|------------------|---|
| 1 | 危機管理センター設計業務 | 平成25年度 | 16,000千円 |
| 2 | 滋賀県土地開発公社事業資金借入債務保証 | 平成24年度から平成27年度まで | 事業資金として、金融機関から借入れた金額のうち償還してもなお債務がある場合、543,000千円およびその借入期間中の利息相当額の合計額の範囲内でその債務を保証する。 |
| 3 | 滋賀県土地開発公社公共用地先行取得事業資金借入債務保証 | 平成24年度から平成25年度まで | 事業資金として、金融機関から借入れた金額のうち償還してもなお債務がある場合、7,746,000千円およびその借入期間中の利息相当額の合計額の範囲内でその債務を保証する。 |
| 4 | びわ湖情報ハイウェイ再構築業務 | 平成25年度から平成30年度まで | 1,258,000千円 |
| 5 | 財務会計システム再構築業務 | 平成25年度から平成30年度まで | 497,000千円 |
| 6 | 自動車税納税通知書等封入封緘業務 | 平成25年度 | 16,700千円 |
| 7 | コンビニ収納業務 | 平成25年度 | 10,954千円 |
| 8 | 琵琶湖・環境科学研究センター環境監視機器整備 | 平成25年度から平成29年度まで | 24,700千円 |
| 9 | 滋賀県信用保証協会滋賀の新しい産業づくり促進資金保証債務損失補償 | 平成24年度から平成38年度まで | 滋賀の新しい産業づくり促進資金として平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に保証した債務（無担保で保証した部分に限る。）について、保証契約の効力が生じた日以降14年以内に代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額の2分の1相当額について、800千円の範囲内でその損失を補償する。 |

| 番号 | 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----|-----------------------------|------------------|--|
| 10 | 滋賀県信用保証協会開業関連資金保証債務損失補償 | 平成24年度から平成35年度まで | 開業資金のうち創業枠として平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降設備資金については11年以内に、運転資金については9年以内にそれぞれ代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額の2分の1相当額について、15,960千円の範囲内でその損失を補償する。 |
| 11 | 滋賀県信用保証協会不況業種特別融資資金保証債務損失補償 | 平成24年度から平成38年度まで | セーフティネット資金のうち新規枠として、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降設備資金については14年以内に、運転資金については11年以内にそれぞれ代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額について、48,000千円の範囲内でその損失を補償する。 |
| 12 | 市町小規模企業者小口簡易資金貸付制度損失補償補助 | 平成24年度から平成36年度まで | 市町小規模企業者小口簡易資金として滋賀県信用保証協会が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降11年以内に代位弁済したことにより受けた実質損失額（代位弁済額から支払を受けた保険金を控除した額）について市町がその損失を補償した場合、当該協会の実質損失額の10分の4相当額について、160,000千円の範囲内で当該市町に補助する。 |
| 13 | 滋賀県信用保証協会小規模事業資金保証債務損失補償 | 平成24年度から平成35年度まで | 経営支援資金のうち小規模企業者枠および小規模企業者つなぎ枠として平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降設備資金については11年以内に、運転資金については9年以内にそれぞれ代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額の2分の1相当額について、96,000千円の範囲内でその損失を補償する。 |

| 番号 | 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----|--|----------------------|---|
| 14 | 滋賀県信用保証協会中 小企業再生支援資金保 証債務損失補償 | 平成24年度から 平成43年度まで | 政策推進資金のうち再生支援枠として平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降19年以内に代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額の2分の1相当額について、72,000千円の範囲内でその損失を補償する。 |
| 15 | 離転職者等職業訓練業 務 | 平成25年度 | 81,365千円 |
| 16 | 滋賀県農林漁業後継者 特別対策基金農地売買 事業資金融資損失補償 | 平成24年度から 平成26年度まで | 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において、社団法人全国農地保有合理化協会および滋賀県信用農業協同組合連合会が融資した農地売買事業資金50,000千円のうち損失確定日（最終償還期限到来後10カ月の期間満了日）において弁済できなかった元利金合計額（遅延損害金を含む。）に相当する額 |
| 17 | 特定野菜等供給産地育 成価格差補給資金造成 費補助 | 平成24年度 | 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に財団法人滋賀県青果物生産安定資金協会が行う特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の価格差補給交付金の交付に要する経費のうち、県負担分が県繰越見込額を超えた場合、36,287千円と県繰越見込額との差額を限度として、超えた額について補助する。 |
| 18 | 青果物生産安定資金造 成費補助 | 平成24年度 | 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に財団法人滋賀県青果物生産安定資金協会が行う青果物生産安定事業の価格差補給交付金の交付に要する経費のうち、県負担分が県繰越見込額を含む県資金準備額を超えた場合、33,799千円と県資金準備額との差額を限度として、超えた額について補助する。 |
| 19 | 転作野菜価格安定資金 造成費補助 | 平成24年度 | 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に財団法人滋賀県青果物生産安定資金協会が行う転作野菜価格安定事業の価格差補給交付金の交付に要する経費のうち、県負担分が県繰越見込額を超えた場合、3,535千円と県繰越見込額との差額を限度として、超えた額について補助する。 |

| 番号 | 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----|-----------------------------------|------------------|--|
| 20 | 青果物有効利用促進事業費補助 | 平成24年度 | 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に農業者等が行う青果物有効利用促進事業に要する経費につき市町が補助する場合、当該補助に要する経費の3分の2相当額につき、5,000千円の範囲内で補助する。 |
| 21 | 県営かんがい排水事業 | 平成25年度 | 245,000千円 |
| 22 | 県営経営体育成基盤整備事業 | 平成25年度 | 40,000千円 |
| 23 | 県営中山間地域総合整備事業 | 平成25年度 | 20,000千円 |
| 24 | 県営農地防災事業 | 平成25年度 | 67,000千円 |
| 25 | 電子入札システム再構築業務 | 平成25年度から平成30年度まで | 247,487千円 |
| 26 | 補助道路整備事業 (国道365号) | 平成25年度 | 300,000千円 |
| 27 | 補助道路整備事業 (国道367号) | 平成25年度 | 130,000千円 |
| 28 | 補助道路整備事業 (国道421号) | 平成25年度から平成26年度まで | 400,000千円 |
| 29 | 補助道路整備事業 (国道422号) (大石東バイパス) | 平成25年度 | 100,000千円 |
| 30 | 補助道路整備事業 (大津能登川長浜線) | 平成25年度 | 160,000千円 |
| 31 | 補助道路整備事業 (大津信楽線) | 平成25年度 | 150,000千円 |

| 番号 | 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----|-------------------------|----------------------|-----------|
| 32 | 補助道路整備事業 (愛知川彦根線) | 平成25年度 | 440,000千円 |
| 33 | 補助道路整備事業 (土山蒲生近江八幡線) | 平成25年度 | 100,000千円 |
| 34 | 補助道路整備事業 (草津守山線) | 平成25年度 | 70,000千円 |
| 35 | 補助道路整備事業 (水口甲南線) | 平成25年度から 平成26年度まで | 400,000千円 |
| 36 | 補助道路整備事業 (守山中主線) | 平成25年度 | 40,000千円 |
| 37 | 補助道路整備事業 (安養寺入町線) | 平成25年度 | 50,000千円 |
| 38 | 補助道路整備事業 (中河内木之本線) | 平成25年度 | 90,000千円 |
| 39 | 補助道路修繕事業 (下鴨大津線) | 平成25年度 | 90,000千円 |
| 40 | 補助道路修繕事業 (葛籠尾崎大浦線) | 平成25年度 | 50,000千円 |
| 41 | 補助広域河川改修事業 (長命寺川) | 平成25年度 | 80,000千円 |
| 42 | 補助広域河川改修事業 (日野川) | 平成25年度 | 150,000千円 |
| 43 | 補助広域河川改修事業 (金勝川) | 平成25年度 | 50,000千円 |
| 44 | 補助広域河川改修事業 (八日市新川) | 平成25年度 | 80,000千円 |

| 番号 | 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----|------------------------------|----------------------|-----------|
| 45 | 補助堰堤改良事業 (石田川ダム) | 平成25年度 | 120,000千円 |
| 46 | 補助河川総合流域防災 事業 (情報基盤整備) | 平成25年度 | 45,000千円 |
| 47 | 補助堰堤総合流域防災 事業 (情報基盤整備) | 平成25年度 | 78,000千円 |
| 48 | みずべ・みらい再生事 業 | 平成25年度 | 560,000千円 |
| 49 | 補助通常砂防事業 (北砂川) | 平成25年度 | 50,000千円 |
| 50 | 補助通常砂防事業 (風呂山谷) | 平成25年度から 平成27年度まで | 300,000千円 |
| 51 | 補助通常砂防事業 (平子川) | 平成25年度から 平成26年度まで | 150,000千円 |
| 52 | 補助通常砂防事業 (細谷) | 平成25年度から 平成26年度まで | 200,000千円 |
| 53 | 補助通常砂防事業 (込田川) | 平成25年度 | 50,000千円 |
| 54 | 補助砂防総合流域防災 事業 (喜撰川) | 平成25年度から 平成26年度まで | 140,000千円 |
| 55 | 補助砂防総合流域防災 事業 (大山川支流) | 平成25年度 | 140,000千円 |
| 56 | 補助砂防総合流域防災 事業 (前川支流) | 平成25年度 | 50,000千円 |
| 57 | 補助砂防総合流域防災 事業 (荘巖寺川支流) | 平成25年度 | 60,000千円 |

| 番号 | 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----|------------------------------|----------------------|-----------|
| 58 | 補助砂防総合流域防災事業 (萱原谷) | 平成25年度から 平成26年度まで | 150,000千円 |
| 59 | 補助砂防総合流域防災事業 (能仁寺川) | 平成25年度 | 85,000千円 |
| 60 | 補助砂防総合流域防災事業 (坪谷川) | 平成25年度から 平成26年度まで | 164,000千円 |
| 61 | 補助砂防総合流域防災事業 (森の前川) | 平成25年度から 平成27年度まで | 290,000千円 |
| 62 | 補助急傾斜地崩壊対策事業 (草野地区) | 平成25年度から 平成26年度まで | 100,000千円 |
| 63 | 補助急傾斜地崩壊対策事業 (沖島地区) | 平成25年度から 平成26年度まで | 90,000千円 |
| 64 | 補助急傾斜地崩壊対策事業 (貫井地区) | 平成25年度 | 40,000千円 |
| 65 | 補助急傾斜地崩壊対策事業 (円山地区) | 平成25年度 | 50,000千円 |
| 66 | 補助急傾斜地崩壊対策事業 (下水谷地区) | 平成25年度 | 60,000千円 |
| 67 | 補助急傾斜地総合流域 防災事業 (山本地区) | 平成25年度から 平成26年度まで | 80,000千円 |
| 68 | 補助急傾斜地総合流域 防災事業 (毛枚地区) | 平成25年度 | 50,000千円 |
| 69 | 補助急傾斜地総合流域 防災事業 (成谷地区) | 平成25年度 | 70,000千円 |
| 70 | 補助急傾斜地総合流域 防災事業 (下迫地区) | 平成25年度 | 70,000千円 |

| 番号 | 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----|--|----------------------|-------------|
| 71 | 補助急傾斜地総合流域 防災事業 (岩 熊 地 区) | 平 成 25 年 度 | 80,000千円 |
| 72 | 補助急傾斜地総合流域 防災事業 (下 開 田 地 区) | 平成25年度から 平成26年度まで | 155,000千円 |
| 73 | 補助都市計画街路事業 (葛木竜法師線) | 平 成 25 年 度 | 70,000千円 |
| 74 | 補助都市計画街路事業 (大津湖南幹線) | 平 成 25 年 度 | 40,000千円 |
| 75 | 補助都市計画街路事業 (原 松 原 線) | 平 成 25 年 度 | 20,000千円 |
| 76 | 受託建築事業 (精神医療センター) | 平 成 25 年 度 | 298,750千円 |
| 77 | 受託建築事業 (吉川浄水場) | 平 成 25 年 度 | 387,900千円 |
| 78 | 遺失物管理システム機 器整備 | 平成25年度から 平成29年度まで | 56,050千円 |
| 79 | 警察情報通信システム 機器整備 | 平成25年度から 平成30年度まで | 1,092,000千円 |
| 80 | 公用携帯電話サーバシ ステム機器整備 | 平成25年度から 平成29年度まで | 159,200千円 |
| 81 | 滋賀県土地開発公社公 共用地先行取得事業 (近江八幡警察署庁 舎整備事業用地) | 平成24年度から 平成26年度まで | 286,000千円 |
| 82 | 鑑識関係システム機器 整備 | 平成25年度から 平成31年度まで | 14,850千円 |
| 83 | 放置駐車違反取締シス テム機器整備 | 平成25年度から 平成29年度まで | 40,500千円 |

| 番号 | 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----|--|----------------------|-------------|
| 84 | 県立学校情報教育機器 賃借 | 平成25年度から 平成31年度まで | 279,368千円 |
| 85 | 県立高等学校学事シス テム機器賃借 | 平成25年度から 平成31年度まで | 7,237千円 |
| 86 | 高等学校施設整備事業 〔 守山中学校・ 守山高等学校 耐震改修 〕 | 平成25年度から 平成26年度まで | 451,228千円 |
| 87 | 高等学校施設整備事業 〔 水口東中学校・ 水口東高等学校 耐震改修 〕 | 平成25年度 | 187,699千円 |
| 88 | 高等学校施設整備事業 〔 大津清陵高等学校 耐震改修 〕 | 平成25年度 | 132,351千円 |
| 89 | 高等学校施設整備事業 〔 東大津高等学校 耐震改修 〕 | 平成25年度から 平成26年度まで | 410,414千円 |
| 90 | 高等学校施設整備事業 〔 彦根東高等学校 耐震改修 〕 | 平成25年度から 平成26年度まで | 1,872,136千円 |
| 91 | 高等学校施設整備事業 〔 米原高等学校 耐震改修 〕 | 平成25年度 | 441,269千円 |
| 92 | 特別支援学校スクール バス賃借 | 平成25年度から 平成28年度まで | 72,000千円 |
| | | | |

第3表 地方債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-----------------|---------------|-------------|---|---|
| 防災行政施設整備事業費 | 千円 125,700 | 普通貸借または証券発行 | % 5.0 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率) | 借入日の翌日から5年以内据え置き、30年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。 |
| 県庁舎施設整備事業費 | 87,700 | | | |
| 最終処分場特別対策事業費 | 359,700 | | | |
| クリーンセンター滋賀整備事業費 | 36,000 | | | |
| 造林事業費 | 274,400 | | | |
| 林道事業費 | 78,700 | | | |
| 治山事業費 | 629,900 | | | |
| 単独治山事業費 | 10,800 | | | |
| 介護施設等施設整備事業費 | 647,700 | | | |
| 老人福祉施設整備事業費 | 160,000 | | | |
| 民間児童福祉施設等整備事業費 | 132,000 | | | |
| 石綿健康被害救済基金出資金 | 15,200 | | | |
| 水道用水供給事業出資金 | 68,000 | | | |
| 県営かんがい排水事業費 | 399,500 | | | |
| 県営経営体育成基盤整備事業費 | 477,000 | | | |
| 県営農道整備事業費 | 8,400 | | | |

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------------------|--------------|-------|----|-------|
| 県営中山間地域総合整備事業費 | 千円 95,400 | | | |
| 県営みずすまし事業費 | 38,100 | | | |
| 農村活性化事業費 | 14,700 | | | |
| 県営農地防災事業費 | 293,100 | | | |
| 県営地すべり防止対策事業費 | 10,700 | | | |
| 水産基盤整備事業費 | 144,400 | | | |
| 直轄道路事業費 | 4,567,000 | | | |
| 地方道路等整備事業費 | 10,132,500 | | | |
| 単独道路改良事業費 | 848,800 | | | |
| 広域河川改修事業費 | 653,000 | | | |
| 総合流域防災事業費 | 1,044,900 | | | |
| 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費 | 313,500 | | | |
| 河川環境整備事業費 | 147,900 | | | |
| 直轄河川事業費 | 221,000 | | | |
| 河川総合開発事業費 | 100,000 | | | |
| 堰堤改良事業費 | 94,200 | | | |
| 河川災害関連事業費 | 52,300 | | | |
| 河川等整備事業費 | 4,560,900 | | | |

議第1号
平成24年度滋賀県一般会計予算

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------------|--------------|-------|----|-------|
| 単独河川改良事業費 | 千円 21,300 | | | |
| 通常砂防事業費 | 376,500 | | | |
| 地すべり対策事業費 | 28,600 | | | |
| 直轄砂防事業費 | 74,100 | | | |
| 急傾斜地崩壊対策事業費 | 239,100 | | | |
| 単独砂防事業費 | 100,000 | | | |
| 単独急傾斜地崩壊対策事業費 | 179,100 | | | |
| 都市計画街路事業費 | 85,700 | | | |
| 都市公園事業費 | 131,100 | | | |
| 市街地再開発事業費 | 138,300 | | | |
| 公営住宅建設事業費 | 228,600 | | | |
| 警察施設整備事業費 | 168,700 | | | |
| 補助交通安全施設整備事業費 | 98,800 | | | |
| 単独交通安全施設整備事業費 | 611,400 | | | |
| 高等学校施設整備事業費 | 1,890,500 | | | |
| 特別支援学校施設整備事業費 | 8,700 | | | |
| 社会体育施設整備事業費 | 11,600 | | | |
| 補助土木施設災害復旧事業費 | 190,500 | | | |

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------|------------------|-------|----|-------|
| 臨時財政対策債 | 千円 48,400,000 | | | |
| 退職手当債 | 4,000,000 | | | |
| 計 | 83,825,700 | | | |

特別会計予算

議第2号

平成24年度滋賀縣市町振興資金貸付事業特別会計予算

平成24年度滋賀県の市町振興資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,634,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

| 歳入 | | |
|-------|---------------|-----------------|
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 諸収入 | | 千円 1,634,000 |
| | 1 貸付金元利収入 | 1,634,000 |
| 歳入合計 | | 1,634,000 |
| 歳出 | | |
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 総務費 | | 千円 1,634,000 |
| | 1 市町振興資金貸付事業費 | 1,634,000 |
| 歳出合計 | | 1,634,000 |

議第3号

平成24年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成24年度滋賀県の母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 169,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

| 歳入 | | |
|---------|--------------------|---------------|
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 繰入金 | | 千円 14,516 |
| | 1 一般会計繰入金 | 14,516 |
| 2 繰越金 | | 46,571 |
| | 1 繰越金 | 46,571 |
| 3 諸収入 | | 88,513 |
| | 1 貸付金元利収入 | 88,283 |
| | 2 雑収入 | 230 |
| 4 県債 | | 20,000 |
| | 1 県債 | 20,000 |
| 歳入合計 | | 169,600 |
| 歳出 | | |
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 健康福祉費 | | 千円 169,600 |
| | 1 母子および寡婦福祉資金貸付事業費 | 169,600 |
| 歳出合計 | | 169,600 |

第2表 地 方 債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-------------|--------------|-------|-----|---|
| 母子寡婦福祉資金貸付金 | 千円 20,000 | 普通貸借 | 無利子 | 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第37条第2項、第4項および第6項に定めるところによる。 |
| 計 | 20,000 | | | |

議第3号 平成24年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

議第4号

平成24年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

平成24年度滋賀県の中小企業支援資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,239,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

| 歳入 | | |
|-----------|-----------------|--------------|
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 繰越金 | | 千円 14,627 |
| | 1 繰越金 | 14,627 |
| 2 諸収入 | | 1,224,373 |
| | 1 県預金利息 | 1,500 |
| | 2 貸付金元利収入 | 1,222,873 |
| 歳入合計 | | 1,239,000 |
| 歳出 | | |
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 商工観光労働費 | | 千円 13,208 |
| | 1 中小企業支援資金貸付事業費 | 13,208 |
| 2 公債費 | | 1,222,792 |
| | 1 公債費 | 1,222,792 |
| 3 予備費 | | 3,000 |
| | 1 予備費 | 3,000 |
| 歳出合計 | | 1,239,000 |

議第5号

平成24年度滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計予算

平成24年度滋賀県の就農支援資金貸付事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

| 歳入 | | |
|----------|---------------|--------------|
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 繰入金 | | 千円 2,316 |
| | 1 一般会計繰入金 | 2,316 |
| 2 繰越金 | | 81,286 |
| | 1 繰越金 | 81,286 |
| 3 諸収入 | | 27,798 |
| | 1 県預金利子 | 10 |
| | 2 貸付金元利収入 | 27,788 |
| 4 県債 | | 9,600 |
| | 1 県債 | 9,600 |
| 歳入合計 | | 121,000 |
| 歳出 | | |
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 農政水産業費 | | 千円 46,657 |
| | 1 就農支援資金貸付事業費 | 46,657 |
| 2 公債費 | | 65,641 |
| | 1 公債費 | 65,641 |
| 3 予備費 | | 8,702 |
| | 1 予備費 | 8,702 |
| 歳出合計 | | 121,000 |

第2表 地 方 債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-----------|-------------|-------|-----|---|
| 就農支援資金貸付金 | 千円 9,600 | 普通貸借 | 無利子 | 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項に定めるところによる。 |
| 計 | 9,600 | | | |

議第6号

平成24年度滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成24年度滋賀県の林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 221,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

| 歳入 | | |
|----------|---------------------|---------------|
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 繰越金 | | 千円 89,213 |
| | 1 繰越金 | 89,213 |
| 2 諸収入 | | 132,087 |
| | 1 貸付金元利収入 | 132,087 |
| 歳入合計 | | 221,300 |
| 歳出 | | |
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 琵琶湖環境費 | | 千円 141,130 |
| | 1 林業・木材産業改善資金貸付事業費 | 30,450 |
| | 2 木材産業等高度化推進資金貸付事業費 | 110,118 |
| | 3 林業就業促進資金貸付事業費 | 562 |
| 2 公債費 | | 15,000 |
| | 1 公債費 | 15,000 |
| 3 予備費 | | 65,170 |
| | 1 予備費 | 65,170 |
| 歳出合計 | | 221,300 |

議第7号

平成24年度滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成24年度滋賀県の沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

| 歳 入 | | |
|---------------|-----------------------------|--------------|
| 款 | 項 | 金 額 |
| 1 繰 入 金 | | 千円 233 |
| | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 233 |
| 2 繰 越 金 | | 50,336 |
| | 1 繰 越 金 | 50,336 |
| 3 諸 収 入 | | 4,331 |
| | 1 県 預 金 利 子 | 71 |
| | 2 貸 付 金 元 利 収 入 | 4,260 |
| 歳 入 合 計 | | 54,900 |
| 歳 出 | | |
| 款 | 項 | 金 額 |
| 1 農 政 水 産 業 費 | | 千円 20,330 |
| | 1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費 | 20,330 |
| 2 予 備 費 | | 34,570 |
| | 1 予 備 費 | 34,570 |
| 歳 出 合 計 | | 54,900 |

議第 8 号

平成24年度滋賀県琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計予算

平成24年度滋賀県の琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 303,371千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成24年 2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第8号 平成24年度滋賀県琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

| 歳入 | | |
|-------|-----------|---------------|
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 繰入金 | | 千円 303,371 |
| | 1 一般会計繰入金 | 303,371 |
| 歳入合計 | | 303,371 |
| 歳出 | | |
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 公債費 | | 千円 303,371 |
| | 1 公債費 | 303,371 |
| 歳出合計 | | 303,371 |

議第9号

平成24年度滋賀県公債管理特別会計予算

平成24年度滋賀県の公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 125,778,010千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

| 歳入 | | |
|-------|-----------|-------------------|
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 繰入金 | | 千円 82,112,010 |
| | 1 一般会計繰入金 | 77,491,412 |
| | 2 特別会計繰入金 | 4,620,598 |
| 2 県債 | | 43,666,000 |
| | 1 県債 | 43,666,000 |
| 歳入合計 | | 125,778,010 |
| 歳出 | | |
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 公債費 | | 千円 125,778,010 |
| | 1 公債費 | 125,778,010 |
| 歳出合計 | | 125,778,010 |

第2表 地方債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-------|------------------|-----------------|--------|--|
| 借換債 | 千円 43,666,000 | 普通貸借または 証券発行 | 5.0以内% | 借入日の翌日から3年以内据え置き、20年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、繰上償還を行いまたは借換をすることができる。 |
| 計 | 43,666,000 | | | |

議第10号

平成24年度滋賀県流域下水道事業特別会計予算

平成24年度滋賀県の流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,770,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第3表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

| 第1表 歳入歳出予算 | | |
|------------|-----------|-----------------|
| 歳入 | | |
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 分担金及び負担金 | | 千円 8,798,144 |
| | 1 負担金 | 8,798,144 |
| 2 使用料及び手数料 | | 1,461 |
| | 1 使用料 | 1,461 |
| 3 国庫支出金 | | 3,468,550 |
| | 1 国庫負担金 | 2,347,339 |
| | 2 国庫補助金 | 1,121,211 |
| 4 財産収入 | | 5,348 |
| | 1 財産運用収入 | 5,348 |
| 5 繰入金 | | 3,196,000 |
| | 1 一般会計繰入金 | 2,850,374 |
| | 2 基金繰入金 | 345,626 |
| 6 諸収入 | | 210,597 |
| | 1 受託事業収入 | 203,491 |
| | 2 雑収入 | 7,106 |
| 7 県債 | | 2,089,900 |
| | 1 県債 | 2,089,900 |
| 歳入合計 | | 17,770,000 |

議第10号 平成24年度滋賀県流域下水道事業特別会計予算

| 歳 出 | | |
|----------|------------|--------------------------|
| 款 | 項 | 金 額 |
| 1 琵琶湖環境費 | | 13,683,304 ^{千円} |
| | 1 流域下水道費 | 6,440,356 |
| | 2 流域下水道管理費 | 7,242,948 |
| 2 公 債 費 | | 4,086,696 |
| | 1 公 債 費 | 4,086,696 |
| 歳 出 合 計 | | 17,770,000 |

第2表 債務負担行為

| 番号 | 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----|---|----------------------|-------------|
| 1 | 流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター 汚泥焼却炉焼却ヤード 土木工事〕 | 平成25年度 | 45,400千円 |
| 2 | 流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター 汚泥処理設備工事〕 | 平成25年度 | 290,000千円 |
| 3 | 流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター 汚泥処理設備改築更新 工事〕 | 平成25年度から 平成26年度まで | 1,558,000千円 |
| 4 | 流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター 建築設備改築更新工事〕 | 平成25年度 | 279,600千円 |
| 5 | 流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター 汚泥焼却炉更新工事〕 | 平成25年度から 平成26年度まで | 1,489,176千円 |
| 6 | 流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター 地盤観測調査業務〕 | 平成25年度 | 8,000千円 |
| 7 | 流域下水道建設事業 〔東北部愛東東幹線小田 荻1工区管渠工事〕 | 平成25年度 | 190,000千円 |
| 8 | 流域下水道建設事業 〔東北部愛東東幹線小田 荻2工区管渠工事〕 | 平成25年度 | 366,000千円 |
| 9 | 流域下水道建設事業 〔東北部愛東東幹線小田 荻3工区管渠工事〕 | 平成25年度 | 265,000千円 |
| 10 | 流域下水道建設事業 〔東北部湖東幹線勝堂下 一色工区管渠工事〕 | 平成25年度 | 238,000千円 |
| 11 | 流域下水道建設事業 〔東北部湖東幹線下一色 2工区管渠工事〕 | 平成25年度 | 352,000千円 |

議第10号 平成24年度滋賀県流域下水道事業特別会計予算

議第10号 平成24年度滋賀県流域下水道事業特別会計予算

| 番号 | 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----|--------------------------------------|----------------------|-------------|
| 12 | 流域下水道建設事業 (東北部湖東幹線平松工 区管渠工事) | 平成25年度 | 436,000千円 |
| 13 | 琵琶湖流域下水道汚泥燃料化施設整備事業 | 平成25年度から 平成47年度まで | 9,000,000千円 |
| 14 | 琵琶湖流域下水道汚泥焼却設備 維持管理業務 | 平成25年度 | 210,000千円 |
| 15 | 琵琶湖流域下水道ばいじん収集 運搬業務および処分業務 | 平成25年度 | 22,000千円 |
| 16 | 琵琶湖流域下水道汚泥収集運搬 業務およびリサイクル処分業務 | 平成25年度 | 84,000千円 |

第3表 地 方 債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|------------|-----------------|-----------------|------------|---|
| 流域下水道建設事業費 | 千円 1,388,800 | 普通貸借または 証券発行 | 5.0以内 % | 借入日の翌日から5年以内据え置き、30年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。 |
| 資本費平準化債 | 701,100 | | | |
| 計 | 2,089,900 | | | |

議第10号 平成24年度滋賀県流域下水道事業特別会計予算

議第11号

平成24年度滋賀県土地取得事業特別会計予算

平成24年度滋賀県の土地取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,016,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|----------|---------------|
| 1 財産収入 | | 千円 513,109 |
| | 1 財産運用収入 | 22,509 |
| | 2 財産売却収入 | 490,600 |
| 2 繰入金 | | 3,791 |
| | 1 基金繰入金 | 3,791 |
| 3 県債 | | 500,000 |
| | 1 県債 | 500,000 |
| 歳入合計 | | 1,016,900 |

歳出

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|-----------|-----------------|
| 1 土木交通費 | | 千円 1,013,109 |
| | 1 土木交通管理費 | 1,013,109 |
| 2 公債費 | | 3,791 |
| | 1 公債費 | 3,791 |
| 歳出合計 | | 1,016,900 |

第2表 地 方 債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-------------|---------------|-----------------|--------------------|---|
| 公共用地先行取得事業費 | 千円 500,000 | 普通貸借または 証券発行 | 5.0以内 [%] | 借入日の翌日から5年以内据え置き、30年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。 |
| 計 | 500,000 | | | |

議第12号

平成24年度滋賀県用品調達事業特別会計予算

平成24年度滋賀県の用品調達事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 772,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成24年 2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

| 歳入 | | |
|--------|-----------|---------------|
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 財産収入 | | 千円 767,000 |
| | 1 財産売却収入 | 767,000 |
| 2 繰越金 | | 5,000 |
| | 1 繰越金 | 5,000 |
| 歳入合計 | | 772,000 |
| 歳出 | | |
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 総務費 | | 千円 772,000 |
| | 1 用品調達事業費 | 772,000 |
| 歳出合計 | | 772,000 |

議第13号

平成24年度滋賀県収入証紙特別会計予算

平成24年度滋賀県の収入証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,974,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

| 歳 入 | | |
|-----------|---------------|-----------------|
| 款 | 項 | 金 額 |
| 1 証 紙 収 入 | | 千円 2,974,200 |
| | 1 証 紙 売 払 収 入 | 2,974,200 |
| 2 繰 越 金 | | 100 |
| | 1 繰 越 金 | 100 |
| 歳 入 合 計 | | 2,974,300 |
| 歳 出 | | |
| 款 | 項 | 金 額 |
| 1 総 務 費 | | 千円 2,974,300 |
| | 1 収 入 証 紙 | 2,974,300 |
| 歳 出 合 計 | | 2,974,300 |

議第14号

平成24年度滋賀県公営競技事業特別会計予算

平成24年度滋賀県の公営競技事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,610,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|------------|------------------|
| 1 公営競技事業収入 | | 千円 26,893,948 |
| | 1 公営競技開催収入 | 26,893,948 |
| 2 使用料及び手数料 | | 23,659 |
| | 1 使用料 | 23,659 |
| 3 財産収入 | | 14 |
| | 1 財産運用収入 | 4 |
| | 2 財産売却収入 | 10 |
| 4 諸収入 | | 27,692,379 |
| | 1 施設利用料 | 71,232 |
| | 2 県預金利子 | 20 |
| | 3 受託事業収入 | 27,606,174 |
| | 4 雑収入 | 14,953 |
| 歳入合計 | | 54,610,000 |

| 歳 出 | | |
|-----------------|---------|------------------|
| 款 | 項 | 金 額 |
| 1 公 営 競 技 事 業 費 | | 千円 54,375,516 |
| | 1 経 営 費 | 154,087 |
| | 2 開 催 費 | 54,221,429 |
| 2 公 債 費 | | 229,484 |
| | 1 公 債 費 | 229,484 |
| 3 予 備 費 | | 5,000 |
| | 1 予 備 費 | 5,000 |
| 歳 出 合 計 | | 54,610,000 |

企業会計予算

議第15号

平成24年度滋賀県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度滋賀県の病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

| 成人病センター | 小児保健医療 センター | 精 神 医 療 セ ン タ ー | 計 |
|---------|----------------|--------------------|------|
| 494床 | 100床 | 100床 | 694床 |

(2) 年 間 患 者 数

| | 成人病センター | 小児保健医療 センター | 精 神 医 療 セ ン タ ー | 計 |
|-----|----------|----------------|--------------------|----------|
| 入 院 | 158,410人 | 27,375人 | 29,200人 | 214,985人 |
| 外 来 | 218,540人 | 44,835人 | 26,360人 | 289,735人 |

(3) 1日平均患者数

| | 成人病センター | 小児保健医療 センター | 精 神 医 療 セ ン タ ー | 計 |
|-----|---------|----------------|--------------------|--------|
| 入 院 | 434人 | 75人 | 80人 | 589人 |
| 外 来 | 892人 | 183人 | 112人 | 1,187人 |

(4) 主要な建設改良事業

成人病センター改築実施設計

精神医療センター医療観察病棟整備事業

医療器具および備品購入

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|---------------|------------------|
| 1 病 院 事 業 収 益 | | 千円 19,202,000 |
| | 1 医 業 収 益 | 16,345,426 |
| | 2 医 業 外 収 益 | 2,650,674 |
| | 3 附 帯 事 業 収 益 | 205,900 |

支 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|---------------|------------------|
| 1 病 院 事 業 費 用 | | 千円 19,113,000 |
| | 1 医 業 費 用 | 18,285,596 |
| | 2 医 業 外 費 用 | 621,504 |
| | 3 附 帯 事 業 費 用 | 205,900 |

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,122,000千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|---------|-----------------|
| 1 資 本 的 収 入 | | 千円 2,501,000 |
| | 1 企 業 債 | 916,100 |
| | 2 補 助 金 | 918,366 |
| | 3 負 担 金 | 666,534 |

支 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|---------------|-----------------|
| 1 資 本 的 支 出 | | 千円 3,623,000 |
| | 1 建 設 改 良 費 | 1,913,331 |
| | 2 企 業 債 償 還 金 | 1,709,669 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------------------------------|----------------------|-----------|
| 成人病センター病院整備事業 (成人病センター) 改築第2期整備 | 平成25年度 | 110,054千円 |
| 精神医療センター病院整備事業 (医療観察病棟整備) | 平成25年度 | 298,750千円 |
| 院内保育所運營業務 | 平成25年度から 平成26年度まで | 109,256千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|---------------------------|---------------|-----------------|--------------------|--|
| 成人病センター 病院整備事業費 | 千円 811,800 | 普通貸借または 証券発行 | 5.0以内 [%] | 借入日の翌日から5年以内 据え置き、30年以内の期間に おいて償還する。 ただし、借入先の融資条件、 財政その他の都合により償還 期間の短縮および据置期間の 延長をし、繰上償還を行いま たは借換をすることができる。 |
| 小児保健医療セ ンター病院整備 事業費 | 70,500 | | | |
| 精神医療センタ ー病院整備事業 費 | 33,800 | | | |
| 計 | 916,100 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,887,842千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 院内保育所の運営、がん診療連携拠点病院機能強化、医師派遣機能整備、地域看護職等の確保、新人看護師研修および地域医療福祉体制整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、146,165千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,150,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

| 種 類 | 名 称 | 数 量 |
|-----------|--------|-----|
| 工具器具および備品 | 洗浄消毒装置 | 1 |

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第16号

平成24年度滋賀県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度滋賀県の工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 事 業 所 60事業所
- (2) 年 間 総 給 水 量 19,126,000立方メートル
- (3) 1日平均給水量 52,400立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
彦根工業用水道事業……更新工事
南部工業用水道事業……更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|-------------|-----------------|
| 1 工業用水道事業収益 | | 千円 1,148,900 |
| | 1 営 業 収 益 | 1,136,836 |
| | 2 営 業 外 収 益 | 12,064 |

支 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|-------------|---------------|
| 1 工業用水道事業費用 | | 千円 855,800 |
| | 1 営 業 費 用 | 797,304 |
| | 2 営 業 外 費 用 | 58,496 |

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 387,000千円は、減債積立金 143,542千円、

過年度分損益勘定留保資金 233,498千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 9,960千円で補填するものとする。)

収 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|---------|-------------|
| 1 資 本 的 収 入 | | 千円 3,000 |
| | 1 諸 収 入 | 3,000 |

支 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|-----------------|---------------|
| 1 資 本 的 支 出 | | 千円 390,000 |
| | 1 建 設 改 良 費 | 245,670 |
| | 2 企 業 債 償 還 金 | 143,542 |
| | 3 固 定 資 産 購 入 費 | 788 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|------------|----------|
| 彦根工業用水道改良事業 (水質試験棟建築工事) | 平 成 25 年 度 | 19,728千円 |
| 彦根工業用水道改良事業 (管路マッピングシス テム構築業務委託) | 平 成 25 年 度 | 5,919千円 |
| 南部工業用水道改良事業 (水質試験棟建築工事) | 平 成 25 年 度 | 19,728千円 |
| 南部工業用水道改良事業 (管路マッピングシス テム構築業務委託) | 平 成 25 年 度 | 16,508千円 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 150,972千円

(2) 交際費 25千円

(他会計からの補助金)

第8条 子どものための手当および子ども手当に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、572千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、524千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第17号

平成24年度滋賀県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度滋賀県の水道用水供給事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 市 町 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町および竜王町
- (2) 年間総給水量 48,115,030立方メートル
- (3) 1日平均給水量 131,822立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
送水工事、更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------|-------------|-----------------|
| 1 水道用水供給事業収益 | | 千円 4,880,700 |
| | 1 営 業 収 益 | 4,717,439 |
| | 2 営 業 外 収 益 | 163,261 |

支 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------|-------------|-----------------|
| 1 水道用水供給事業費用 | | 千円 3,782,400 |
| | 1 営 業 費 用 | 3,339,915 |
| | 2 営 業 外 費 用 | 442,485 |

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3,523,400千円は、減債積立金 895,258千円、過年度分損益勘定留保資金 1,088,404千円、当年度分損益勘定留保資金 1,413,530千円な

らびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 126,208千円で補填するものとする。)

収 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|---------|-----------------|
| 1 資 本 的 収 入 | | 千円 1,169,300 |
| | 1 企 業 債 | 930,000 |
| | 2 補 助 金 | 68,000 |
| | 3 出 資 金 | 99,965 |
| | 4 諸 収 入 | 71,335 |

支 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 1 資 本 的 支 出 | | 千円 4,692,700 |
| | 1 建 設 改 良 費 | 2,813,996 |
| | 2 企 業 債 償 還 金 | 1,443,551 |
| | 3 補 助 金 返 還 金 | 306 |
| | 4 固 定 資 産 購 入 費 | 34,847 |
| | 5 投 資 | 400,000 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------------------------|--------|-----------|
| 水道用水建設事業 (西部幹線下流 工区送水管工事) | 平成25年度 | 670,000千円 |
| 水道用水改良事業 (水質試験棟建築工事) | 平成25年度 | 355,105千円 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|----------------------|-----------|
| 水道用水改良事業 (管路マッピングシス テム構築業務委託) | 平成25年度 | 31,874千円 |
| 水道用水改良事業 (吉川浄水場ろ過池 付帯設備更新工事) | 平成25年度 | 189,100千円 |
| 水道用水改良事業 (八幡安土バイパス 送水管工事) | 平成25年度 | 139,600千円 |
| 水道用水改良事業 (馬淵・水口浄水場耐震 診断対策調査業務委託) | 平成25年度 | 105,200千円 |
| 水道用水改良事業 (岩室加圧ポンプ場高圧 電気設備等更新工事) | 平成25年度 | 108,700千円 |
| 水道GLP認定取得業務 | 平成25年度から 平成26年度まで | 6,026千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-----------|---------------|-----------------|------------|--|
| 水道用水建設事業費 | 千円 470,000 | 普通貸借または 証券発行 | 5.0以内 % | 借入日の翌日から5年以内 据え置き、30年以内の期間に おいて償還する。 ただし、借入先の融資条件、 財政その他の都合により償還 期間の短縮および据置期間の 延長をし、繰上償還を行いま たは借換をすることができる。 |
| 水道用水改良事業費 | 460,000 | | | |
| 計 | 930,000 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 505,469千円 |
| (2) 交際費 | 25千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 水源開発に要する経費、子どものための手当および子ども手当に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,440千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,687千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉田由紀子

条 例 案

議第18号

滋賀県介護予防基盤強化基金条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県介護予防基盤強化基金条例

(設置)

第1条 介護予防の取組のための基盤の強化を図るため、滋賀県介護予防基盤強化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

議第19号

滋賀県地方自治法施行令に基づく予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県地方自治法施行令に基づく予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第152条第1項第3号および第4項第2号の規定に基づき、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人の範囲について定めるものとする。

(知事の調査等の対象となる法人)

第2条 令第152条第1項第3号の条例で定める一般社団法人および一般財団法人ならびに株式会社は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人および一般財団法人ならびに株式会社とする。

2 令第152条第4項第2号の条例で定める一般社団法人および一般財団法人ならびに株式会社は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人および一般財団法人ならびに株式会社とする。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第20号

滋賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（法第28条第9項および第29条第4項において準用する場合を含む。）および第34条第7項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）ならびに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第2項ただし書の規定に基づき、知事が設置する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法について定めるものとする。

(指定猟法禁止区域を表示する標識の寸法)

第2条 法第15条第14項ただし書の条例で定める標識の寸法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 制札の1辺の長さが30センチメートル以上であること。ただし、既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。
- (2) 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さが80センチメートル以上であること。

(鳥獣保護区を表示する標識の寸法)

第3条 法第28条第9項において準用する法第15条第14項ただし書の条例で定める標識の寸法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 標柱にあつては、底面の1辺の長さが9センチメートル以上であり、かつ、地上部分の長さが200センチメートル以上であること。
- (2) 制札にあつては、縦の長さが36センチメートル以上であり、かつ、横の長さが45センチメートル以上であること。ただし、既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。
- (3) 制札に支柱を用いる場合にあつては、支柱の底面の1辺の長さが7センチメートル以上であり、かつ、支柱の地上部分の長さが150センチメートル以上であること。ただし、支柱に

鉄材等を用いる場合にあつては、木材を使用した場合と同程度の強度を有すると認められるときは、支柱の太さの寸法については、この限りでない。

(特別保護地区を表示する標識の寸法)

第4条 前条の規定は、法第29条第4項において準用する法第15条第14項ただし書の条例で定める標識の寸法について準用する。

(休猟区を表示する標識の寸法)

第5条 法第34条第7項の条例で定める標識の寸法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 標柱にあつては、底面の1辺の長さが9センチメートル以上であり、かつ、地上部分の長さが120センチメートル以上であること。
- (2) 制札にあつては、1辺の長さが30センチメートル以上であること。ただし、既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。
- (3) 制札に支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さが80センチメートル以上であること。

(特定猟具使用禁止区域を表示する標識の寸法)

第6条 第3条の規定は、法第35条第12項において準用する法第34条第7項の条例で定める標識の寸法(特定猟具使用禁止区域を表示する標識に係るものに限る。)について準用する。

(特定猟具使用制限区域を表示する標識の寸法)

第7条 第2条の規定は、法第35条第12項において準用する法第34条第7項の条例で定める標識の寸法(特定猟具使用制限区域を表示する標識に係るものに限る。)について準用する。

(特別保護指定区域および指定期間を表示する標識の寸法)

第8条 省令第37条第2項ただし書の条例で定める標識の寸法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 制札の縦の長さが70センチメートル以上であり、かつ、制札の横の長さが90センチメートル以上であること。ただし、既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。
- (2) 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さが150センチメートル以上であること。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第21号

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第36条第2項の規定に基づき、法第2条第2号に規定する移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識および道路標示に関する基準について定めるものとする。

(信号機に関する基準)

第2条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次の各号のいずれかに掲げる信号機であることまたは当該信号機を設置する場所において次の各号のいずれかに掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従つて道路を横断し、または横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したことまたは当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの

イ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従つて道路の横断を始めた法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ウ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者または自転車道路を横断することができる場合において、当該信号機および当該他の信号機のいずれもが、車両または路面電車（交差点において既に左折

または右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

(道路標識に関する基準)

第3条 道路標識に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、反射材料を用い、または夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

(道路標示に関する基準)

第4条 道路標示に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる道路標示であることとする。

- (1) 反射材料を用い、または反射装置を施した道路標示
- (2) 横断歩道であることを表示する道路標示であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状または点状の突起が設けられたもの

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第22号

滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県行政機関設置条例（平成21年滋賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（環境事務所）

第5条 環境保全に関する事務を分掌させるため、環境事務所を設置する。

2 環境事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 |
|-------------|------|-------------------|
| 滋賀県南部環境事務所 | 草津市 | 草津市、守山市、栗東市および野洲市 |
| 滋賀県甲賀環境事務所 | 甲賀市 | 甲賀市および湖南市 |
| 滋賀県東近江環境事務所 | 東近江市 | 近江八幡市、東近江市および蒲生郡 |
| 滋賀県湖東環境事務所 | 彦根市 | 彦根市、愛知郡および犬上郡 |
| 滋賀県湖北環境事務所 | 長浜市 | 長浜市および米原市 |
| 滋賀県高島環境事務所 | 高島市 | 高島市 |

第17条第1項中「土木」の右に「ならびに防災および危機管理」を加える。

付 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 滋賀県災害対策本部条例（昭和37年滋賀県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「環境・総合事務所」を「土木事務所（大津土木事務所を除く。）」に改め、同条第2項中「環境・総合事務所」を「土木事務所」に改める。

議第23号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,137人」を「3,092人」に改め、同項第5号中「199人」を「198人」に改め、同項第9号の2中「971人」を「1,009人」に改め、同項第10号中「3,283人」を「3,345人」に、「688人」を「682人」に、「3,971人」を「4,027人」に改め、同号ア中「2,233人」を「2,244人」に、「453人」を「451人」に、「2,686人」を「2,695人」に改め、同号ウ中「1,011人」を「1,062人」に、「166人」を「163人」に、「1,177人」を「1,225人」に改め、同号エ中「66人」を「65人」に改め、同項第11号中「8,425人」を「8,473人」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第24号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）

の一部を次のように改正する。

別表(18)の項カ中「第3条第4項（同令第27条第2項において準用する場合を含む。）」を「第27条第2項において準用する同令第7条第4項」に改め、同項キ中「第14条第2項」を「第26条第2項」に改め、同表(19)の項コ(エ)中「第7条第2項および第15条第2項において準用する同令第3条第4項」を「第7条第4項（同令第15条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同項コ(オ)中「第14条第2項」を「第26条第2項」に改め、同表(32)の3の項中「、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。以下この項において「改正政令」という。）」を削り、同項サ中「改正法第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）の規定による薬種商販売業」を「改正法附則第8条に規定する法附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（以下この項において「旧薬種商」という。）」に改め、同項ハ中「改正法附則第8条に規定する法附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（以下この項において「旧薬種商」という。）」を「旧薬種商」に改め、同項マ中「される旧法」を「される改正法第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）」に改め、同項中モからラまでを削り、リをモとし、同表(35)の項ア中「市町内」を「町の区域内」に改め、同項中「市町」を「町」に改め、同表(46)の2の項を次のように改める。

| | |
|--|------------|
| (46)の2 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定による区域の指定 | 市（大津市を除く。） |
|--|------------|

別表(56)の2の項を削る。

第2条 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表(32)の3の項中ウからオまでを削り、カをウとし、キをエとし、クをオとし、ケをカとし、コをキとし、サをクとし、シをケとし、スをコとし、セをサとし、ソをシとし、タをスト

し、チをセとし、ツをソとし、テをタとし、タの次に次のように加える。

チ 法第72条の3の規定による報告等の命令

別表(32)の3の項ト中「薬局製造販売業の許可を受けた者(以下この項において「薬局製造販売業者」という。)、薬局製造業の許可を受けた者(以下この項において「薬局製造業者」という。)、」を削り、同項中トをツとし、同項ナ中「薬局製造販売業者、薬局製造業者、」を削り、同項中ナをテとし、同項ニ中「薬局製造販売業者、薬局製造業者、」を削り、同項中ニをトとし、同項ヌ中「薬局製造販売業者、薬局製造業者、」を削り、同項中ヌをナとし、ネを削り、ノをニとし、ハをヌとし、ヒを削り、同項フ中「薬局開設、」を削り、同項中フをネとし、へを削る。

付 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 第1条中滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表(32)の3の項の改正規定 平成24年6月1日
 - (3) 第2条の規定 平成25年4月1日
- 2 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成23年滋賀県条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表(32)の3の項の改正規定中「、ヤをホとし、ユをマとし、ヨをミとし、ラをムとし、リをメとし」を削る。

議第25号

平成23年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成24年 2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成23年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
平成23年度における職員の給与の特例に関する条例（平成23年滋賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成23年度および平成24年度における職員の給与の特例に関する条例

第1条中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改め、同条第1号中「100分の6」を「100分の7」に改め、同条第2号中「100分の4」を「100分の5」に改め、同条第3号中「100分の2.5」を「100分の3.5」に改め、同条第4号中「100分の0.8」を「100分の1.3」に改め、同号ただし書中「100分の0.5」を「100分の1」に改める。

第3条中「100分の10」を「100分の20」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第26号

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第22号を次のように改める。

(2) 深夜緊急業務手当

第3条第25号および第26号を次のように改める。

(25) および (26) 削除

第4条第2項中「に対して」を「が県税の賦課徴収の業務に従事したときに」に改め、同条第3項中「勤務1月につき別表第1に定める額」を「従事した日1日につき900円」に改める。

第8条第1項第2号中「児童福祉司」の右に「で児童、その保護者等に対する指導、相談、調査等の業務に従事したもの」を加え、同項第3号中「判定員」の右に「で心理学的判定等の業務に従事したもの」を加え、同項第4号ア中「相談員」の右に「で児童、その保護者等に対する相談、調査等の業務に従事したもの」を加え、同条第2項第1号中「前項第1号」の右に「から第3号まで」を加え、同項第2号を削り、同項第3号中「勤務1月につき6,400円」を「従事した日1日につき300円」に改め、同号を同項第2号とする。

第21条を次のように改める。

(深夜緊急業務手当)

第21条 深夜緊急業務手当は、災害の防止のための応急作業その他人事委員会規則で定める作業を行う職員が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。第34条第2項において同じ。）の呼び出しにより、緊急に対処する必要がある作業に従事するための登庁の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき500円とする。

第24条および第25条を次のように改める。

第24条および第25条 削除

第30条第2項第1号中「450円」を「310円」に改める。

第40条に次の1項を加える。

- 2 職員が同じ日に第4条第2項に規定する業務および同条第4項に規定する業務に従事した場合は、これらの業務を1の業務と、これらの業務の特殊勤務手当の額の合計額を当該1の業務の特殊勤務手当の額とそれぞれみなして、前項の規定を適用する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第27号

滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例

(滋賀県旅費支給条例の一部改正)

第1条 滋賀県旅費支給条例(昭和46年滋賀県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「2,600円」を「2,200円」に改める。

別表第1の1の表中「13,100」を「10,900」に、「11,800」を「9,800」に改める。

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表3の(1)の表中「16,500」を「14,800」に、「14,900」を「13,300」に、「^円3,300」

を「^円3,000」に、「14,800」を「13,100」に、「13,300」を「11,800」に、「3,000」を「2,600」に、「13,100」を「10,900」に、「11,800」を「9,800」に、「2,600」を「2,200」に改める。

別表4の表中「13,100円」を「10,900円」に、「11,800円」を「9,800円」に、「2,600円」を「2,200円」に改める。

(滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条第10号中「第219条の3第2項」を「第220条第2項」に改める。

別表中「11,800」を「9,800」に、「2,600」を「2,200」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条中滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例第1条第10号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県旅費支給条例、第2条の規定による改正後の滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および第3条の規定による改正後の滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行および同日前に出発し、かつ、

同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分および同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

議第28号

滋賀県県債管理基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県県債管理基金条例の一部を改正する条例

滋賀県県債管理基金条例（昭和54年滋賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

- (4) 償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行した県債の償還のために積み立てた資金をもつて当該県債の償還の財源に充てるとき。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第29号

滋賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

滋賀県介護保険財政安定化基金条例（平成12年滋賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 知事は、平成24年度に限り、第7条の規定にかかわらず、市町に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業等に必要な費用に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第30号

滋賀県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例

滋賀県ふるさと雇用再生特別基金条例（平成21年滋賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成24年3月31日」を「平成24年9月30日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第31号

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第32号

滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第58号）の一部を次のよう
に改正する。

第1条中「介護職員の処遇の更なる改善および」を削る。

付則第2項中「平成24年7月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成24年8月1日から施行する。

議第33号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第38条の7の2第3項中「第72条の49の8および第72条の49の9」を「第72条の49の12および第72条の49の13」に改める。

第38条の7の3第1項中「第72条の49の8第1項ただし書」を「第72条の49の12第1項ただし書」に改める。

第38条の10第1項中「第72条の49の8第1項」を「第72条の49の12第1項」に、「第72条の49の10第1項」を「第72条の49の14第1項」に改め、同条第2項中「第72条の49の8第6項」を「第72条の49の12第6項」に改める。

第40条の4中「1,504円」を「860円」に改める。

付則第5条の4第1項第2号ウ中「控除額ならびに」を「控除額、」に、「および第10条の2の2から第10条の7まで」を「、第10条の2の2から第10条の6までおよび第10条の7（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額ならびに震災特例法第10条の2および第10条の3」に改める。

付則第7条を次のように改める。

第7条 削除

付則第8条第14項中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改める。

付則第9条第7項中「第39条の2の4第1項に定める」を「第39条の2の3第1項に規定する」に、「施行令第39条の2の4第2項に定める」を「同条第2項に規定する」に改める。

付則第10条第1項中「716円」を「411円」に改める。

付則第22条第4項中「所在した」を「所在していた」に、「附則第31条第4項」を「附則第31条第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「所在した」を「所在していた」に、「附則第31条第3項」を「附則第31条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 東日本大震災により耕作または養畜の用に供することが困難となつた農用地（農業経営基

盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。以下この項および第6項において同じ。)であると農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書または第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長)が認めるもの(以下この項において「被災農用地」という。)の平成23年3月11日における所有者(農業を営む者に限る。)その他の施行令附則第31条第3項に規定する者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除する。

付則第22条に次の1項を加える。

- 6 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地(以下この項において「対象区域内農用地」という。)の同日における所有者(農業を営む者に限る。)その他の施行令附則第31条第6項に規定する者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除する。

付則に次の1条を加える。

(個人の県民税の税率の特例)

第26条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第22条および琵琶湖森林づくり県民税条例(平成17年滋賀県条例第40号)第2条の規定にかかわらず、第22条に規定する額と同条例第2条の規定による加算額との合計額に500円を加算した額とする。

第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

付則第5条の4第1項第2号ウ中「第10条の6までおよび第10条の7」を「第10条の5までおよび第10条の6」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中滋賀県税条例第38条の7の2第3項、第38条の7の3第1項ならびに第38条の10第1項および第2項の改正規定ならびに同条例付則第7条の改正規定ならびに次項の規定
平成25年1月1日

(2) 第1条中滋賀県税条例第40条の4の改正規定および同条例付則第10条第1項の改正規定な

らびに第2条ならびに付則第5項の規定 平成25年4月1日

(個人県民税に係る経過措置)

- 2 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等(第1条の規定による改正前の滋賀県税条例(以下「旧条例」という。)第27条の2に規定する退職手当等をいう。)に係る旧条例付則第7条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の滋賀県税条例(以下「新条例」という。)付則第22条第3項の規定は、平成23年3月11日以後に取得された同項に規定する被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

- 4 平成23年4月21日における新条例付則第22条第4項に規定する警戒区域設定指示区域(以下この項において「警戒区域設定指示区域」という。)であって同年3月12日において地方税法(昭和25年法律第226号)附則第55条の2第1項第2号に掲げる指示(避難のための立退きに係るものに限る。)の対象区域であった区域は、新条例付則第22条第6項の規定の適用については、同月11日から警戒区域設定指示区域であったものとみなす。この場合において、同項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成23年3月11日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」とする。

(県たばこ税に係る経過措置)

- 5 平成25年4月1日前に課した、または課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

(滋賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 滋賀県税条例の一部を改正する条例(平成23年滋賀県条例第41号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「改正後の付則第22条第3項に」を「付則第22条第4項に」に、「改正後の付則第22条第3項および第4項」を「付則第22条第4項および第5項」に、「改正後の付則第22条第3項中」を「付則第22条第4項中」に、「係る」と、同条第4項」を「係る」と、同条第5項」に、「改正後の付則第23条第1項」を「付則第23条第1項」に、「改正後の付則第25条第1項」を「付則第25条第1項」に改める。

議第34号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第21号を次のように改める。

(2) 削除

第3条第1項の表第14号および第15号を削る。

別表第53(4)の項中オを削り、カをオとし、キをカとする。

別表第63の2(12)の項および(13)の項ならびに注を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第53(4)の項の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 滋賀県収入証紙条例（昭和39年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。
別表第1号中「第20号」の右に「、第22号」を加え、「（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の29第2項の規定に基づく調査の手数料および同条第3項の規定に基づく公表の手数料を除く。）、第79号の2」を削る。

議第35号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年 2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第7第1項の表(1)の項中

| | | | |
|-------------------------|---|----------|-----------------------|
| 「1,850円」 | を | 「1,600円」 | に、「4,950円」を「4,600円」 |
| 2,000円」 | | 1,900円」 | |
| 「2,100円」 | | 「1,800円」 | |
| に、「8,650円」を「7,700円」に、 | を | | に、「2,400円」を「2,200円」に、 |
| | | 2,050円」 | 1,900円」 |
| 円」に、「3,400円」を「3,050円」に、 | | | |

| | | |
|--------------------------------------|--|--|
| (ア) 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 | 2,000円 | を |
| (イ) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 | 2,950円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,600円） | |
| (ア) 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 | 1,750円 | |
| (イ) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 | 1,900円 | |
| (ウ) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 | 3,050円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使 | に、「2,050円」を「1,900円」に、「1,650円」を「1,500円」に、 |

| | | | |
|---------------|--|---|--|
| | | 用して受ける場合にあっては、4,600円) | |
| 円 に、 円」 | <ul style="list-style-type: none"> (ア) 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 (イ) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 | <ul style="list-style-type: none"> 2,000円 4,500円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,700円) | を |
| 円 | <ul style="list-style-type: none"> (ア) 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 (イ) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 (ウ) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 | <ul style="list-style-type: none"> 1,750円 1,900円 4,600円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,650円) | <ul style="list-style-type: none"> 「2,000円 「1,700 に、 を 1,650円」 1,550 |
| 円 | <p>に、「3,100円」を「3,000円」に、「4,750円」を「4,550円」に改め、同表(1)の2の円」</p> <p>項中「3,950円」を「3,850円」に、「7,650円」を「6,950円」に、「4,300円」を「4,050円」に、「5,300円」を「4,900円」に改め、同表(2)の項中「1,700円」を「1,550円」に、「3,350円」を「3,100円」に改め、同表(3)の項中「2,100円」を「2,050円」に、「1,200円」を「1,100円」に改め、同表(4)の項中「3,650円」を「3,600円」に、「1,200円」を「1,100円」に改め、同表(6)の項中「24,700円」を「23,500円」に、「20,500円」を「19,650円」に、「14,100円」を「14,500円」に、「22,450円」を「21,850円」に改め、同表(8)の項中「15,650円」を「15,000円」に、「12,150円」を「11,800円」に、「9,500円」を「9,450円」に、「13,300円」を「12,850円」に改め、同表(9)の項中「2,050円」を「1,950円」に、「3,050円」を「2,800円」に、「1,900円」を「1,700円」に、「3,550円」を「3,250円」に、「1,150円」を「1,000円」に改め、同表(10)の項中「2,550円」を「2,500円」に改め、</p> | | |

同表(10)の2の項中「600円」を「550円」に改め、同表(11)の項中「2,650円」を「2,400円」に改め、同表(12)の項中「2,600円」を「2,450円」に、「2,300円」を「2,200円」に、「4,200円」を「4,150円」に、「4,100円」を「4,050円」に、「1,350円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,250円」に、「750円」を「650円」に、「2,150円」を「2,100円」に、「2,800円」を「2,750円」に、「2,700円」を「2,600円」に、「2,550円」を「2,450円」に、
「700円」 「600円」
円)に、 を に、「違反運転者」を「違反運転者等」に、「1,700円」を
1,050円) 950円)

「1,500円」に、「1,050円」を「950円」に、「13,400円」を「13,350円」に、「9,400円」を「9,200円」に改め、同表注2の表(1)の項中「3,950」を「3,750」に、「1,350」を「1,300」に、「4,600」を「4,450」に改め、同表(2)の項中「7,050」を「7,000」に、「6,750」を「6,400」に、「2,250」を「2,200」に、「7,950」を「7,800」に改め、同表(3)の項および(4)の項中「2,150」を「2,100」に、「1,900」を「1,850」に改め、同表(5)の項中「2,200」を「2,250」に、「1,950」を「2,000」に、「2,050」を「2,250」に
「2,000」 「1,950」
改め、同表(6)の項中「2,200」を「1,850」に、 を に、「3,200」を
2,000) 2,450)

「3,150」に改め、同表(7)の項中「2,750」を「2,700」に改め、別表第7第1項の表注3中「3,750円」を「2,950円」に、「950円」を「900円」に、「3,250円」を「3,050円」に改め、同表注4中「300円を、普通自動車免許」を「350円を、普通自動車免許」に、「300円を、特定第一種運転免許」を「200円を、特定第一種運転免許」に、「300円を減ずる」を「350円を減ずる」に改め、同表注5の表(1)の項中「4,450」を「4,150」に、「4,100」を「3,750」
「1,300

に、「1,350」を「1,300」に、「4,800」を「4,450」に改め、同表(2)の項中 1,350 を
1,300)

「1,450」 「1,250」 「1,350」
1,400) に、「2,000」を「1,900」に改め、同表(3)の項中 1,250 を 1,300 に改め、
1,500) 1,250) 1,150)

「1,250」 「1,200」
同表(4)の項および(5)の項中 を に改め、同表(6)の項中「1,400」を
1,250) 1,250)

「1,350」に、「1,200」を「1,150」に改め、同表(7)の項中「2,750」を「2,700」に改め、別表第7第1項の表注6中「3,450円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,050円」に、「2,950円」を「3,050円」に改め、同表注7中「150円」を「100円」に改め、別表第7第2項の表(11)の項中「交付」の右に「(再交付を含む。)」を加

え、同表(13)の項中「1,700」を「1,500」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第36号

滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第1項第4号および第2項第3号」を「第3条第1項および第3項」に、「基準（以下「認定基準」という。）」を「要件」に改める。

第2条第2項第1号を削り、同項第2号イ中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 幼保連携型認定こども園 幼稚園および保育所のそれぞれの用に供される建物およびその附属設備が一体的に設置されている施設であって、法第3条第3項の認定を受けたものをいう。

第3条を次のように改める。

（認定要件）

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、別表第1のとおりとする。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、別表第2のとおりとする。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

- 1 幼稚園型認定こども園（第2条第2項第1号イに掲げる施設を除く。以下この表において同じ。）の認定を受けようとする場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。
- 2 保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合にあっては、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども（保育所型認定こども園の認定を受けようとする場合にあっては、当該保育所が所在する市町における同法第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育

法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

- 3 子育て支援事業のうち、認定こども園（第2条第2項第1号イおよび同項第4号に掲げる施設を除く。以下この表において同じ。）の所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- 4 認定こども園の職員の配置は、次に掲げるとおりとすること。
 - (1) 1人の認定こども園の長を置くこと。この場合において、認定こども園の長は、当該認定こども園を構成する施設の長を兼ねることができる。
 - (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数の保育に従事する者を置くこと。
 - ア 満1歳に満たない子ども 当該子どもおおむね3人につき1人以上
 - イ 満1歳以上満3歳に満たない子ども 当該子どもおおむね6人につき1人以上
 - ウ 満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「短時間利用児」という。） 当該短時間利用児おおむね35人につき1人以上
 - エ 満3歳以上満4歳に満たない子どものうち保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「長時間利用児」という。） 当該長時間利用児おおむね20人につき1人以上
 - オ 満4歳以上の子どものうち長時間利用児 当該長時間利用児おおむね30人につき1人以上
 - (3) 保育に従事する者の数は、開園時間を通じて常時2人を下回らないこと。
 - (4) 満3歳以上の子どもについては、短時間利用児および長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間について学級を編制し、各学級を少なくとも1人の職員に担当させること。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とすること。
- 5 認定こども園の職員の資格は、次に掲げるとおりとすること。
 - (1) 認定こども園の長は、教育および保育ならびに子育て支援を総合的に提供する機能を発揮させるよう管理および運営を行う能力を有すること。
 - (2) 4(2)の規定により置くこととされる職員のうち満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。
 - (3) 4(2)の規定により置くこととされる職員のうち満3歳以上の子どもの保育に従事する者は、次に掲げる要件を満たす者であること。
 - ア 幼稚園の教員の免許状または保育士の資格を有していること。
 - イ 幼稚園の教員の免許状および保育士の資格を併有していない者にあつては、その併有に向けた努力を行っていること。
 - ウ 4(4)の規定により学級を担当する職員（以下「学級担任」という。）は、幼稚園の教員の免許状を有していること。ただし、保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが困難であるときは、その意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と

認められる者を学級担任とすることができる。

エ 長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有していること。ただし、幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって長時間利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、その意欲、適性、能力等を考慮して長時間利用児の保育に従事する者として適当と認められる者を長時間利用児の保育に従事する者とするすることができる。

6 認定こども園の施設および設備は、次に掲げるとおりとする。

(1) 園舎の面積（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設および設備の面積ならびに満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設および設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める面積以上であること。ただし、既存の施設について保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、(3)本文（満2歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、(3)本文および(8)）に掲げる基準を満たすときは、この限りでない。

| 学 級 数 | 面 積 |
|-----------|---|
| 1 学 級 | 180 平方メートル |
| 2 学 級 以 上 | 320 平方メートルと 100 平方メートルに学級数から 2 を減じた数を乗じて得た面積との合計の面積 |

(2) 保育室または遊戯室および屋外遊戯場を設けること。

(3) 保育室または遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の施設について幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、(1)本文に掲げる基準を満たすときは、この限りでない。

(4) 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たすこと。ただし、既存の施設について保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であってアに掲げる基準を満たすときはイに掲げる基準を、既存の施設について幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であってイに掲げる基準を満たすときはアに掲げる基準を、それぞれ満たすことを要しない。

ア 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

イ 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じそれぞれ当該右欄に定める面積と満2歳以上満3歳に満たない子どもについてアの規定により算定した面積との合計の面積以上であること。

| 学 級 数 | 面 積 |
|-----------|--|
| 2 学 級 以 下 | 330 平方メートルと30平方メートルに学級数から1を減じた数を乗じて得た面積との合計の面積 |
| 3 学 級 以 上 | 400.平方メートルと80平方メートルに学級数から3を減じた数を乗じて得た面積との合計の面積 |

(5) (2)の規定にかかわらず、保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合にあつては、屋外遊戯場を当該認定を受けようとする施設の付近にある適当な場所であつて次に掲げる要件を満たすものに代えることができる。

- ア 子どもが安全に利用できる場所であること。
- イ 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- ウ 教育および保育の適切な提供が可能な場所であること。
- エ (4)に掲げる基準を満たす場所であること。

(6) 調理室を設け、子ども（短時間利用児を除く。）に当該調理室で調理した食事を提供すること。

(7) (6)の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす場合は、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定を受けようとする施設の外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においては、調理室に代えて、当該食事の提供について当該施設内においてなお行うことが必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

- ア 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定を受けようとする施設にあり、その長が衛生面、栄養面等における注意を果たすことができるよう、必要な体制が確保され、および調理業務を行う者との間で必要な事項が定められていること。
- イ 献立等について栄養士による指導が受けられる体制にあること、その他栄養士による必要な配慮が受けられること。

ウ 調理業務を行う者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

エ その他規則で定める要件

(8) 満2歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、乳児室またはほふく室を設けること。この場合において、乳児室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

7 認定こども園の教育および保育の内容は、幼稚園教育要領その他の保育内容に関する事項であつて規則で定めるものおよび厚生労働大臣が保育所における保育の内容について定める指針であつて規則で定めるものに基づくものであり、かつ、認定こども園に固有の事情を勘案して規則で定める基準に適合したものであること。

- 8 規則で定める事項に留意して、認定こども園の職員の資質の向上等を図るための必要な措置が講じられていること。
- 9 規則で定める事項に留意して、認定こども園の子育て支援事業について必要な措置が講じられていること。
- 10 認定こども園の管理運営等は、次に掲げるとおりとすること。
 - (1) 児童福祉法第39条第1項に規定する乳児または幼児に対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めること。
 - (2) 開園日数および開園時間は、児童福祉法第39条第1項に規定する乳児または幼児に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況その他の地域の実情に応じて定めること。
 - (3) 保護者が適切に認定こども園を選択できるよう、情報の開示に努めること。
 - (4) 入園する子どもの選考が公正に行われ、特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されないこと、および市町との連携を図り、当該子どもの受入れに適切に配慮すること。
 - (5) 子どもの健康および安全を確保するため、防災、防犯等に関する体制を整えること。
 - (6) 適切な保険または共済制度に加入し、認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができること。
 - (7) 教育および保育の質の向上を図るため、当該認定こども園について子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を行うこと。
 - (8) 保護者等からの苦情に適切に対処するため、苦情の受付その他苦情処理の体制を整備すること。
 - (9) 建物または敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

- 1 幼稚園型認定こども園（第2条第2項第1号イに掲げる施設に限る。）または幼保連携型認定こども園の認定を受けようとする場合にあっては、次のいずれかに該当する施設であること。
 - (1) 幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
 - (2) 幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育および保育を行うこと。
- 2 子育て支援事業のうち、認定こども園（第2条第2項第1号イおよび同項第4号に掲げる施設に限る。以下同じ。）の所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

- 3 認定こども園の職員の配置は、別表第1の4(1)から(4)までに掲げるとおりとすること。
- 4 認定こども園の職員の資格は、別表第1の5(1)から(3)まで(3)ウただし書を除く。)に掲げるとおりとすること。この場合において、同表の5(3)エただし書中「幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園」とあるのは、「幼稚園型認定こども園」とする。
- 5 認定こども園の施設および設備は、次に掲げるとおりとすること。
 - (1) 幼稚園および保育所等のそれぞれの用に供される建物およびその附属設備が同一または隣接する敷地内にあること。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。
 - ア 教育および保育の適切な提供が可能であること。
 - イ 子どもの移動時の安全が確保されていること。
 - (2) 別表第1の6(1)から(8)までに掲げるとおりとすること。この場合において、同表の6
 - (1) ただし書中「保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園」とあるのは「幼保連携型認定こども園」と、同表の6(3)ただし書中「幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園」とあるのは「認定こども園」と、同表の6(4)ただし書中「保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園」とあるのは「幼保連携型認定こども園」と、「幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園」とあるのは「認定こども園」と、同表の6(5)中「保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園」とあるのは「幼保連携型認定こども園」とする。
- 6 認定こども園の教育および保育の内容は、別表第1の7に掲げるとおりとすること。
- 7 認定こども園の職員の資質の向上等は、別表第1の8に掲げるとおりとすること。
- 8 認定こども園の子育て支援事業は、別表第1の9に掲げるとおりとすること。
- 9 認定こども園の管理運営等は、別表第1の10(1)から(9)までに掲げるとおりとすること。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第37号

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例および滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例および滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条の表および第3条第2項中「知的障害児施設」を「障害児入所施設」に改める。

付則に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則を付則第1項とし、付則に次の3項を加える。

(業務の特例)

- 2 当分の間、近江学園および信楽学園は、第3条第2項各号に掲げる業務のほか、障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設としての業務(満18歳に達する日の前日までに近江学園または信楽学園の利用の承認を受けた者(第3条第2項第1号に規定する短期入所の利用の承認を受けた者を除く。)に係るものに限る。)を行う。
- 3 前項の規定により信楽学園が同項に規定する業務を行う場合における第6条第1項の規定の適用については、同項第1号中「除く。）」とあるのは、「除く。）」および付則第2項に規定する業務」とする。
- 4 付則第2項の規定により近江学園および信楽学園が同項に規定する業務を行う場合における別表の規定の適用については、同表中「短期入所」とあるのは、「短期入所および障害者支援施設としての業務」とする。

別表中「知的障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改める。

(滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例(昭和51年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「知的障害児通園施設および同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設のうち通所による入所者のみを対象とする施設(以下「肢体不自由児通園施設」という。)」を

「児童発達支援センター」に改め、同条第2項の表知的障害児通園施設の項中「知的障害児通園施設」を「児童発達支援センター」に、「30人」を「70人」に改め、同表肢体不自由児通園施設の項を削る。

別表第2使用料の表知的障害児通園施設支援の項中「知的障害児通園施設支援」を「障害児通所支援」に、「第24条の2第2項」を「第21条の5の3第2項」に改め、同表肢体不自由児通園施設支援の項を削り、別表第2注2中「知的障害児通園施設支援および肢体不自由児通園施設支援」を「障害児通所支援」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第38号

滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例

滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例（平成18年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第98条第1項」の右に「（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

第2条第1項中「第97条第1項」の右に「または児童福祉法第56条の5の5第1項」を加え、同項第2号中「第29条第4項」を「第29条第3項」に、「第31条」を「第31条第1項」に、「第33条第1項、第34条第1項」を「第34条第1項、第35条第1項」に、「第35条第1項」を「第76条の2第1項」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 児童福祉法第21条の5の3第2項もしくは第21条の5の11第1項の規定に基づく額の決定または同法第21条の5の12第1項の規定に基づく支給の決定に関する処分についての審査請求であるとき。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第39号

滋賀県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県障害者施策推進協議会条例（昭和47年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項」を「第34条第3項」に改める。

第2条 滋賀県障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議第40号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令第6条第1項各号のいずれかに該当する者（同項ただし書に規定する者を除く。以下同じ。）」を「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者」に改める。

第5条第3項中「令第6条第1項各号のいずれかに該当する」を「同条第2項の規則で定める」に、「前条第1項第2号」を「同条第1項第2号」に改める。

第7条第4項第4号を次のように改める。

(4) 第4条第2項の規則で定める者のうち、規則で定める者

第7条第4項第5号中「令第6条第1項第2号から第4号までまたは第6号から第8号まで」を「前号」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第41号

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「面積が10ヘクタール以上の風致地区（以下単に「風致地区」という）を「風致地区（面積が10ヘクタール以上であつて、2以上の市町の区域にわたるものに限る。以下同じ）」に改める。

第2条第1項中「大津市の区域にあつては、大津市長。以下同じ」を「市の区域内にあつては、当該市の長。以下「知事等」という」に改め、同項第7号中「堆積」を「堆積」に改め、同条第2項第8号エ中「知事」を「知事等」に改め、同項第12号および第13号イ（キ）中「堆積」を「堆積」に改め、同条第3項中「大津市」を「市」に、「市町」を「町」に、「知事」を「知事等」に改める。

第3条および第3条の2中「知事」を「知事等」に改める。

第4条第1項中「知事」を「知事等」に改め、同項第9号ア中「地貌」を「地貌」に改め、同項第10号中「堆積」を「堆積」に改める。

第5条から第8条までの規定中「知事」を「知事等」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月2日から施行する。ただし、次項および付則第3項の規定は、同月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令（平成23年政令第363号）第14条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号。以下「新令」という。）で定める基準に従って市町が定める条例（以下「新市町条例」という。）の施行または新令の施行の日から起算して3年を経過することにより、改正前の滋賀県風致地区内における建築等の規制に関

する条例（以下「旧条例」という。）が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる日以前にした旧条例第2条第1項の許可の申請および同項の許可を受けた行為ならびに同条例第3項の協議の申出については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行、新市町条例の施行または新令の施行の日から起算して3年を経過することにより、旧条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる場合における旧条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる日以前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

- 4 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(68)の項中「市（大津市、甲賀市および高島市を除く。）」を「彦根市、長浜市、栗東市、野洲市、東近江市および米原市」に改める。

議第42号

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第1項および第2項中「長浜市」の右に「、草津市」を加える。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(9)の項中「市町（大津市、長浜市および守山市を除く。）」を「彦根市、近江八幡市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市および町」に改め、同表(9)の2の項中「長浜市」の右に「、草津市」を加える。

議第43号

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年滋賀県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第1項の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人の設立の認証の手続その他法」を削る。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第3条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号に規定する者」に改め、同号を同項第2号とする。

第10条を第30条とする。

第9条第1項を次のように改める。

法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）第3条第1項の条例で定める保存は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第28条第1項および第2項、第35条第1項、第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）および第63条第5項において準用する場合を含む。）ならびに第54条第2項から第4項まで（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による備置きとする。

第9条第2項中「電子文書法」を「法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法」に、「主務省令」を「条例」に、「および第35条第1項」を「、第35条第1項および第54条第2項から第4項まで」に改め、同条第3項を次のように改め、同条を第29条とする。

3 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項および第63条第5項において準用する場合を含む。）ならびに第52条第4項および第54条第5項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧とする。

第8条中「第44条の2」を「第74条」に、「第6条」を「第5条」に改め、同条を第28条とする。

第7条を削る。

第6条第1項中「第34条第5項において準用する法第10条第1項の規定による」を「第34条第3項の」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の11条を加える。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第17条 法第35条第1項の貸借対照表および財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人および合併によって消滅する特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する特定非営利活動法人）についてそれぞれ作成するものとする。

(合併登記の完了の届出)

第18条 第5条の規定は、法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出について準用する。

(認定特定非営利活動法人の認定の申請)

第19条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
- (2) 設立の年月日
- (3) 現に行っている事業の概要
- (4) その他知事が必要と認める事項

(認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新)

第20条 前条の規定は、法第51条第2項の有効期間の更新について準用する。

(認定特定非営利活動法人の役員の変更等の届出等)

第21条 第8条、第9条第2項および第10条の規定は、法第52条第1項において読み替えて適用する法第23条、第25条第6項および第29条の規定による届出および提出について準用する。

2 法第52条第2項に規定する認定特定非営利活動法人であつて他の都道府県知事を所轄庁とするものは、同項の規定により同項に規定する書類を提出するに際しては、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地および県の区域内に所在するその他の事務所の所在地
- (2) 定款の変更の認証を受けた日
- (3) 定款の変更の内容
- (4) その他知事が必要と認める事項

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出)

第22条 法第53条第1項の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出

することにより行うものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第23条 第10条の規定は、法第55条第1項の規定による書類の提出について準用する。

- 2 法第55条第2項の規定による法第54条第3項に規定する書類の提出は、規則で定めるところにより、助成金の支給を行った後遅滞なく、行うものとする。
- 3 法第55条第2項の規定による法第54条第4項に規定する書類の提出は、規則で定めるところにより、海外への送金または金銭の持出しを行う前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）、行うものとする。ただし、海外への送金または金銭の持出しの額が200万円以下である場合は、この限りでない。

(役員報酬規程等の閲覧等)

第24条 第11条の規定は、法第56条の規定による閲覧および謄写について準用する。

(仮認定)

第25条 第19条の規定は、法第58条第1項の仮認定について準用する。

(仮認定特定非営利活動法人の役員の変更等の届出等)

第26条 第21条第1項の規定は法第62条において準用する法第52条第1項において読み替えて適用する法第23条、第25条第6項および第29条の規定による届出および提出について、第22条の規定は法第62条において準用する法第53条第1項の規定による届出について、第23条の規定は法第62条において準用する法第55条第1項および第2項の規定による書類の提出について、第24条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定による閲覧および謄写について、それぞれ準用する。

- 2 法第62条において準用する法第52条第2項に規定する仮認定特定非営利活動法人であって他の都道府県知事を所轄庁とするものは、同項の規定により同項に規定する書類を提出するに際しては、規則で定めるところにより、第21条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合において、同項第1号中「認定特定非営利活動法人」とあるのは、「仮認定特定非営利活動法人」とする。

(合併の認定の申請)

第27条 法第63条第3項の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出することにより行うものとする。

- (1) 認定特定非営利活動法人または仮認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
- (2) 認定または仮認定の年月日およびその有効期間
- (3) 合併後存続し、または合併により設立し、および合併により消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地ならびに現に行い、または行おうとする事業の概要
- (4) その他知事が必要と認める事項

第5条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条中「第29条第2項」を「第30条」に、「閲覧」を「閲覧および謄写」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の4条を加える。

(解散の認定の申請等)

第12条 法第31条第2項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
- (2) 法第31条第1項第3号に掲げる事由に至った理由および経緯
- (3) 残余財産の処分方法

2 法第31条第4項の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出することにより行うものとする。

(清算人の届出)

第13条 法第31条の8の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出することにより行うものとする。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第14条 法第32条第2項の認証を受けようとする清算人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 清算人の氏名および住所または居所
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- (3) 譲渡しようとする残余財産の内容
- (4) 残余財産を譲渡しようとする相手方の名称

(清算終了の届出)

第15条 法第32条の3の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出することにより行うものとする。

第4条中「第29条第1項」を「第29条」に、「書類」を「事業報告書等」に改め、「提出は」の右に「、規則で定めるところにより」を加え、同条を第10条とする。

第3条の2を第6条とし、同条の次に次の3条を加える。

(社員総会の議事録)

第7条 社員総会の議事については、規則で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合における当該社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号に規定する事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(役員の変更等の届出)

第8条 法第23条第1項の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出することにより行うものとする。

(定款の変更の認証の申請等)

第9条 法第25条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
- (2) 定款の変更の内容および理由

2 法第25条第6項の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出することにより行うものとする。

第3条の次に次の2条を加える。

(縦覧期間中の補正)

第4条 法第10条第3項（法第25条第5項および第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の条例で定める軽微な不備は、誤記その他明白な誤りであつて、内容の同一性を失わない範囲のものとする。

2 法第10条第3項の規定による補正は、規則で定めるところにより、その旨を記載した書面を知事に提出することにより行うものとする。

(設立登記の完了の届出)

第5条 法第13条第2項の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出することにより行うものとする。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、同年7月9日から施行する。

議第44号

滋賀県公害防止条例および滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県公害防止条例および滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例の一部を改正する
条例

(滋賀県公害防止条例の一部改正)

第1条 滋賀県公害防止条例(昭和47年滋賀県条例第57号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 指定工場の許可等(第10条～第20条)」を「第2節 削除」に改める。

第2条第2項を削り、同条第3項第1号中「物質その他」を「有害物質その他」に、「物質を」を「物質(以下これらを「有害物質」という。)を」に改め、同項第2号中「前号に規定する物質」を「有害物質」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 この条例において「指定施設」とは、水質汚濁防止法第2条第4項に規定する指定施設その他有害物質を貯蔵し、もしくは使用し、または有害物質および同条第5項に規定する油以外の物質であつて公共用水域(同条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に多量に排出されることにより人の健康もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるもの(第29条の6第2項において「指定物質」という。)を製造し、貯蔵し、使用し、もしくは処理する施設として規則で定める施設をいう。

第2条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を削り、同条第8項中「有害物質使用特定事業場」を「有害物質を、その施設において製造し、使用し、または処理する特定施設(以下「有害物質使用特定施設」という。)を設置する工場等」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項を同条第7項とする。

第9条第1項第1号中「工場等」の右に「(以下「特定事業場」という。)」を加える。

第2章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第10条から第20条まで 削除

第21条の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第1項中「事項を」を「事項(特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合または次項の規定に該当する場合にあつては、第5号を除く。)」を」に改め、同項中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第

6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 特定施設の設備

第21条第1項第8号中「その他の規則で定める事項」を削り、同項に次の1号を加える。

(9) その他規則で定める事項

第21条第2項中第8号を削り、第9号を第8号とし、同条に次の1項を加える。

3 工場等において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（第1項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合または前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）または工場等において有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称および所在地
- (3) 有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設の構造
- (4) 有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設の設備
- (5) 有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設の使用の方法
- (6) その他規則で定める事項

第22条中「、または」を「、もしくは」に、「もの」を「ものまたは一の施設が有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設となつた際現にその施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から排水を排出し、または特定地下浸透水を浸透させる者を除き、設置の工事を行っている者を含む。）」に、「当該施設が特定施設」を「当該施設が特定施設または有害物質貯蔵指定施設」に、「または第2項各号」を「、第2項各号または第3項各号」に改める。

第23条の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条中「第8号」を「第9号」に、「もしくは同条第2項第4号から第9号まで」を「、同条第2項第4号から第8号までに掲げる事項または同条第3項第3号から第6号まで」に改め、「、または有害物質保管移送施設を設置しようとするとき」を削る。

第24条中「、第21条」を「、第21条第1項もしくは第2項の規定による届出」に、「届出が」を「届出（第21条第1項第4号もしくは第6号から第9号までに掲げる事項または同条第2項第4号から第8号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）が」に、「特定地下浸透水」を「または特定地下浸透水」に改め、「、または有害物質保管移送施設から当該要件に該当する有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあると認めるとき」を削り、「、汚水等の処理の方法もしくは有害物質保管移送施設の構造もしくは使用」を「もしくは汚水等の処理」に、「第21条の」を「第21条第1項もしくは第2項の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、第21条の規定による届出があつた場合（同条第2項の規定による届出があつた場

合を除く。)または前条の規定による届出(第21条第1項第4号から第9号までに掲げる事項または同条第3項第3号から第6号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。)があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設が第28条の3の規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備もしくは使用の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)または第21条第1項もしくは第3項の規定による届出に係る有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第25条第1項中「有害物質保管移送施設」を「有害物質貯蔵指定施設」に改め、同条第2項中「特定施設の構造」を「特定施設または有害物質貯蔵指定施設の構造、設備」に、「、汚水等」を「または汚水等」に改め、「もしくは有害物質保管移送施設の構造もしくは使用の方法」および「または有害物質保管移送施設の設置」を削る。

第26条中「もしくは第2項第1号」を「、第2項第1号もしくは第2号もしくは第3項第1号」に、「有害物質保管移送施設」を「有害物質貯蔵指定施設」に改める。

第27条第1項中「特定施設」の右に「または有害物質貯蔵指定施設」を加え、同条第2項中「係る特定施設」の右に「または有害物質貯蔵指定施設」を、「当該特定施設」の右に「もしくは有害物質貯蔵指定施設」を加える。

第28条の2中「有害物質使用特定事業場」を「有害物質使用特定施設を設置する工場等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務)

第28条の3 有害物質使用特定施設を設置している者(当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第29条の3および第53条第3項において同じ。)または有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備および使用の方法に関する基準として規則で定める基準を遵守しなければならない。

第29条の3および第29条の4を次のように改める。

第29条の3 知事は、有害物質使用特定施設を設置している者または有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第28条の3の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備もしくは使用の方法の改善を命じ、または有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、第28条の3の基準の適用の際現に有害物質使用特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)または有害物質貯蔵指定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に係る当該有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施

設については、当該基準の適用の日から6月間（当該有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設が規則で定める施設である場合にあつては、1年間）は、適用しない。

第29条の4 削除

第29条の5中「有害物質使用事業者」を「有害物質使用特定施設を設置している者」に、「有害物質使用特定事業場」を「有害物質使用特定施設を設置する工場等」に改める。

第29条の6第1項中「汚水等が」を「有害物質を含む水もしくはその汚染状態が第2条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が」に、「地下」を「有害物質を含む水が地下」に、「汚水等の排出または」を「有害物質を含む水もしくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出または有害物質を含む水の」に、「状況」を「状況および講じた措置の概要」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「者」を「者または指定施設を設置している者」に、「第14条の2第1項」を「第14条の2第1項または第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「者が前項」を「者または指定施設を設置している者が前2項」に、「その」を「これらの」に、「同項の」を「これらの規定に定める」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定施設を設置している者は、指定施設について故障、破損その他の事故が発生し、有害物質または指定物質を含む水が公共用水域に排出され、または地下に浸透したことにより人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質または指定物質を含む水の排出または浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況および講じた措置の概要を知事に通報しなければならない。

第29条の7第1項中「特定施設を設置している工場等（以下「特定事業場」を「特定事業場または有害物質貯蔵指定施設を設置する工場等（以下この条において「有害物質貯蔵指定事業場」に改め、「当該特定事業場」の右に「または有害物質貯蔵指定事業場」を加え、同条第2項中「特定事業場」の右に「または有害物質貯蔵指定事業場」を加え、同条第4項中「特定事業場の」を「特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場の」に、「またはその」を「もしくは有害物質貯蔵指定事業場またはそれらの」に、「特定事業場に」を「特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場に」に改める。

第29条の10第1項中「有害物質使用事業者」を「有害物質使用特定施設を設置している者」に改める。

第36条第1項中「場合において、その継続的な排出により人の健康または生活環境に係る被害を生ずる」を削る。

第53条第1項中「記録しておかなければ」を「記録し、これを保存しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 有害物質使用特定施設を設置している者または有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設について、規則で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第55条を次のように改める。

第55条 削除

第56条中「第18条、」を削り、「50万円」を「100万円」に改める。

第58条第1項中「30万円」を「50万円」に改め、同項第1号中「第12条、」を削り、同項第2号中「第29条の6第2項」を「第29条の6第3項」に改め、同条第2項中「禁錮」を「禁錮」に、「20万円」を「30万円」に改める。

第59条を次のように改める。

第59条 削除

第60条中「20万円」を「30万円」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第61条中「10万円」を「30万円」に改め、同条第1号中「第14条第1項、」を削り、同条に次の2号を加える。

(3) 第52条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による調査もしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者

(4) 第53条第1項または第3項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、または記録を保存しなかつた者

第62条および第63条を次のように改める。

第62条および第63条 削除

第64条中「第55条から前条まで」を「第56条、第58条、第60条および第61条」に改める。

第65条を次のように改める。

第65条 第26条または第27条第3項（これらの規定を第37条において準用する場合を含む。）

の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

別表第1および別表第2を削る。

(滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（昭和54年滋賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第27条中「記録しておかなければ」を「記録し、これを保存しなければ」に改める。

第29条中「、第16条第1項または第20条」を「または第16条第1項」に、「50万円」を「1年以下の懲役または100万円」に改める。

第30条中「30万円」を「6月以下の懲役または50万円」に改める。

第31条中「20万円」を「3月以下の懲役または30万円」に改める。

第33条を削る。

第32条中「10万円」を「30万円」に改め、同条に次の2号を加え、同条を第33条とする。

(3) 第25条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または同項の規定による資料の提出もしくは説明をせず、もしくは虚偽の資料の提出もしくは説明をした者

(4) 第27条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、または記録を保存しなかつた者

第31条の次に次の1条を加える。

第32条 第20条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第34条の次に次の1条を加える。

第35条 第13条または第14条第3項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の滋賀県公害防止条例（以下「旧公害防止条例」という。）第21条第1項の規定によりされている届出は、第1条の規定による改正後の滋賀県公害防止条例（以下「新公害防止条例」という。）第21条第1項の規定によりされた届出とみなす。

3 この条例の施行の際現に工場もしくは事業場において新公害防止条例第2条第6項に規定する有害物質使用特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置している者（新公害防止条例第21条第1項または第2項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。）または工場もしくは事業場において新公害防止条例第21条第3項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。付則第7項において同じ。）は、この条例の施行の日から30日以内に、規則で定めるところにより、新公害防止条例第21条第3項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者は、新公害防止条例第22条の規定による届出をした者とみなす。

5 付則第3項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して同項の刑を科する。

7 この条例の施行の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（新公害防止条例第21条第2項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。）および有害物質貯蔵指定施設を設置している者については、この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、新公害防止条例第24条第2項、第28条の3および第29条の3の規定は、適用しない。

8 前項の規定に該当する者に対する新公害防止条例第29条の3第2項の規定の適用については、

同項中「第28条の3の基準の適用」とあるのは、「第28条の3の基準の適用（滋賀県公害防止条例および滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例の一部を改正する条例（平成24年滋賀県条例第 号）の施行の日から起算して3年を経過することにより同条の規定が適用されることとなつた場合を除く。以下この項において同じ。）」とする。

- 9 この条例の施行前に旧公害防止条例第29条の3第1項の規定によりした命令については、なお従前の例による。
- 10 この条例の施行前に旧公害防止条例第29条の6第2項の規定によりした命令は、新公害防止条例第29条の6第3項の規定によりした命令とみなす。
- 11 この条例の施行前に旧公害防止条例第29条の10第1項の規定によりした勧告は、新公害防止条例第29条の10第1項の規定によりした勧告とみなす。
- 12 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 13 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

（滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

- 14 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(69)の項アを削り、同項イ中(テ)を(ト)とし、(ツ)を(テ)とし、(チ)を(ツ)とし、(タ)を(チ)とし、(ソ)を(タ)とし、(セ)を(ソ)とし、(ス)を(セ)とし、(シ)を(ス)とし、同項イ(サ)中「第29条の6第2項」を「第29条の6第3項」に改め、同項イ中(サ)を(シ)とし、同項イ(コ)中「第29条の6第1項」の右に「および第2項」を加え、同項イ中(コ)を(サ)とし、(ケ)を(コ)とし、(ク)を(ケ)とし、(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、同項イ(エ)中「第24条」を「第24条第1項および第2項」に改め、同項イ中(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 条例第21条第3項の規定による有害物質使用特定施設
および有害物質貯蔵指定施設の設置の届出の受理

別表(69)の項中イをアとし、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、同項カ中「付則第2項および第3項」を「付則第3項」に改め、同項中カをオとし、同項キ中「カ」を「オ」に改め、同項中キをカとする。

（滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 15 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項第1号中「第4号」を「第3号」に、「第6号」を「第5号」に、「同項第3号」を「同項第2号」に改め、同項第2号中「前項第5号」を「前項第4号」に改める。

(滋賀県建築基準条例の一部改正)

16 滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号中「第2条第3項」を「第2条第2項」に改める。

議第44号 滋賀県公害防止条例および滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例の一部を改正する条例案

議第45号

滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年滋賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条を第10条とし、第5条から第7条までを2条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の2条を加える。

（利益の処分等）

第5条 事業年度末日において企業債（法第22条に規定する企業債をいう。以下同じ。）を有する公営企業は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、翌事業年度における企業債の元金償還予定額に相当する金額（補填残額が翌事業年度における企業債の元金償還予定額に満たない場合にあつては、その補填残額の全部）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てるものとする。

2 事業年度末日において企業債を有しない公営企業および前項の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた公営企業は、補填残額の全部（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあつては、補填残額から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額）を建設改良積立金として積み立てるものとする。

3 第1項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある公営企業は、前項の規定に該当する場合を除き、その残額の全部を建設改良積立金として積み立てるものとする。

4 第1項の減債積立金は、企業債の償還に充てる場合のほか、使用することができない。

5 第2項および第3項の建設改良積立金は、建設改良工事に要する費用に充てる場合のほか、使用することができない。

（資本剰余金の処分等）

第6条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てるものとする。

2 前項の資本剰余金は、欠損金をうめ、または資本金に組み入れるために処分することができる。

- 3 資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭または物件（これらのうち資本剰余金に整理すべきものに限る。以下「補助金等」という。）をもつて取得した固定資産で、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価または帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかつた部分に相当するものが滅失し、またはこれを譲渡し、撤去し、もしくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該補助金等が整理された資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

付 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に積み立てられている建設改良積立金は、改正後の第5条第2項または第3項の規定により積み立てられている建設改良積立金とみなして、同条の規定を適用する。

議第46号

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部
を次のように改正する。

第2条第1項の表校長および教員の項中「4,740人」を「4,717人」に、「2,697人」を
「2,738人」に改め、同表養護教員の項中「101人」を「104人」に改め、同表栄養教諭および
学校栄養職員の項中「64人」を「66人」に改め、同表事務職員の項中「255人」を「254人」に、
「118人」を「119人」に改め、同表計の項中「5,309人」を「5,287人」に、「2,927人」を
「2,972人」に改め、同表合計の項中「8,236人」を「8,259人」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第47号

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号を削り、同条第2項中「1月につき次の各号に定める額」を「従事した日1日につき310円」に改め、同項各号を削る。

第6条第1項第1号中「事務長」の右に「で正規の勤務時間以外の時間において当該課程の業務に1時間以上従事したもの」を加え、同条第2項第1号中「月額7,400円」を「業務に従事した日1日につき350円」に改める。

第9条第2項第2号ア中「（12月31日から翌年の1月3日までの日において勤務した場合にあつては、8,700円）」を削り、同号イ中「（12月31日から翌年の1月3日までの日において勤務した場合にあつては、4,350円）」を削る。

第11条の2第1項中「夜間定時制課程」を「夜間定時制の課程」に、「者（）」を「もの（）」に、「に対して」を「が当該課程の業務に従事したときに」に改め、同条第2項中「月額9,200円」を「業務に従事した日1日につき430円」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第48号

滋賀県立近代美術館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立近代美術館条例の一部を改正する条例

滋賀県立近代美術館条例（昭和59年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 文化芸術の振興に資する活動を行う者
- (5) 学識経験のある者
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第49号

滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年 2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 環境の保全に資する活動を行う者
- (5) 文化財の保護に資する活動を行う者
- (6) 学識経験のある者
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第50号

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表警察官の項中「1,272人」を「1,276人」に、「666人」を「669人」に、「2,227人」を「2,234人」に改め、同表警察官以外の警察職員の項中「296人」を「295人」に改め、同表合計の項中「2,523人」を「2,529人」に改め、同条第2項中「2,227人」を「2,234人」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第51号

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次条第6号に掲げる作業につき、優秀な技術を有し、第5条に定める受給認定を受け、かつ、その作業に従事したとき、または」および「（第6号を除く。）」を削る。

第4条第6号を次のように改める。

(6) 削除

第4条第15号を次のように改める。

(15) 夜間特殊作業

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(手当の額)」を付し、同条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第14項までを1項ずつ繰り上げ、同条第15項第3号を次のように改め、同項を同条第14項とする。

(3) 深夜における緊急の呼び出しにより行う作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したとき 作業1回につき500円

第6条第16項に次の1号を加え、同項を同条第15項とする。

(6) 暴力団等による保護対象者への危害を未然に防止するために行う保護対策作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したとき 従事した日1日につき820円

第6条第17項を同条第16項とし、同条第18項中「第6号」を「第5号」に改め、同項を同条第17項とする。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

付則第4項および第5項中「第6条第10項」を「第6条第9項」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第52号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例

滋賀県琵琶湖等水上安全条例（昭和30年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号中「観覧させるための催物（以下）」を「観覧させ、もしくは他の者を参加させるための催物または興行、景観等を観覧するための催物（以下これらを）」に改める。

付 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

そ の 他 の 議 案

議第53号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 琵琶湖流域下水道東北部愛東幹線清水2工区管渠工事
- 2 契約金額 653,100,000 円
- 3 契約の相手方 滋賀県高島市安曇川町西万木 926 番地
桑原組・高島鉦建建設工事共同企業体
代表者 株式会社桑原組
代表取締役 桑 原 勝 良

議第53号 契約の締結につき議決を求めることについて

議第54号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 国道421号道路整備工事 |
| 2 契約金額 | 519,750,000円 |
| 3 契約の相手方 | 大阪市北区天満橋一丁目8番30号 株式会社ピーエス三菱大阪支店 常務執行役員支店長 蔵 本 修 |

議第55号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 国道303号補助道路整備工事
- 2 契約金額 1,341,900,000円
- 3 契約の相手方 滋賀県高島市安曇川町西万木926番地

桑原組・杉橋建設共同企業体

代表者 株式会社桑原組

代表取締役 桑原勝良

議第56号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金の償還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

- 1 貸付けの相手方

- 2 貸付種別 事業継続資金

- 3 金額 636,532円

議第57号**権利放棄につき議決を求めることについて**

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

滋賀県奨学資金貸与金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸与の相手方

2 資金の種類 奨学金および入学資金

3 金額 242,000 円

議第58号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立栗東体育館
- 2 指定管理者 滋賀県大津市御陵町4番1号
財団法人滋賀県体育協会
会長 河本英典
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

議第59号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立虎御前山教育キャンプ場
- 2 指定管理者 滋賀県長浜市高田町12番34号
長浜市
市長 藤井 勇 治
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

議第60号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立比良山岳センター
- 2 指定管理者 滋賀県大津市本堅田三丁目7番14号
大津北商工会
会長 細川 源太郎
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

議第61号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立伊吹運動場
- 2 指定管理者 滋賀県米原市春照77番地の2
財団法人伊吹山麓青少年育成事業団
理事長 稲 村 邦 夫
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

議第62号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することを関係地方公共団体に協議することにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することを関係地方公共団体に協議することにつき議決を求めることについて

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更し、平成24年4月1日から施行することを関係地方公共団体に協議することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、議決を求める。

第3条第2号中「相模原市」の次に「、熊本市」を加える。

第6条中「委員9人」を「委員10人」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第8条第1項の規定により平成25年3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

議第63号

包括外部監査契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

包括外部監査契約の締結につき議決を求めることについて

包括外部監査契約を次のとおり締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 平成24年4月1日 |
| 3 契約金額 | 11,700,000円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | 住所 氏名 遠藤尚秀 資格 公認会計士 |

議第63号 包括外部監査契約の締結につき議決を求めることについて